

特定認定事業者調査マニュアル

[保 S－0303－8]

高圧ガス保安協会

文書履歴

特定認定事業者調査マニュアル [保 S-0303]

改 訂 コード	施 行 年 月 日	改 訂 等 の 内 容
－ 0	2017.6.1	制定
－ 1	2018.2.7	標準処理期間の見直し（起点日の見直し）等
－ 2	2019.10.1	手数料改正に伴う改正、コンビ則様式用語の改正に伴う改正 等
－ 3	2019.12.23	特定認定内規の改正に伴う改正
－ 4	2020.8.19	省令、通達の改正に伴う改正（WEBによる調査）等
－ 5	2022.1.1	規定の合理化のための改正 等
－ 6	2022.4.1	出席者の人数制限に係る合理化
－ 7	2023.12.21	通達の改正に伴う改正
－ 8	2025.4.1	手数料の改正に伴う改正

特定認定事業者調査マニュアル

[保 S-0303-8]

1. 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安法施行令（以下「施行令」という。）第10条ただし書きに規定する認定（以下「特定認定事業者に関する認定」という。）に係る特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（以下「特定自主通達」という。）

I 3.（3）に基づく特定認定調査に適用します。

なお、特定認定調査は、完成検査認定・保安検査認定調査と同期間に実施することとなります。そのため、本マニュアルでは、申請者の利便性向上の観点から、特定認定調査に係る内容に加えて同期間に実施する完成検査認定・保安検査認定調査に係る内容についても「認定検査実施者調査マニュアル[保 S-0103]」から参考として引用し併せて記載しています。

2. 対象範囲等

2. 1 完成検査認定（製造施設の場合）

認定完成検査実施者が実施できる完成検査の対象範囲は、新たな製造施設の設置の工事以外の変更工事のうち、次に掲げる要件をすべて満たす工事に伴う完成検査です。

- （1）継続して2年以上高圧ガスを製造している施設に係る工事
- （2）新たな製造施設の設置又は追加（製造施設のスクラップアンドビルドを含む。）以外の工事

2. 2 完成検査認定（第一種貯蔵所の場合）

認定完成検査実施者が実施できる完成検査の対象範囲は、新たな貯蔵設備の設置の工事以外の変更工事に伴う完成検査です。

2. 3 保安検査認定

認定保安検査実施者が実施できる保安検査の対象範囲は、次に掲げる要件をすべて満たす製造施設に係る保安検査です。

- （1）継続して2年以上高圧ガスを製造している施設
- （2）新たな製造施設の設置又は追加（製造施設のスクラップアンドビルドを含む。）の工事が行われていない施設
- （3）（2）以外の工事が行われた特定施設のうち、既に認定を受けている施設の部分であって、当該工事が施設の増設に係るもので、増設した施設の部分と既に認定を受けている施設の部分について弁等による縁切り区分が可能である場合（既に認定を受けている施設の部分の工事を伴うものについては、当該工事が2. 1の（2）に該当する場合に限る。）

3. 申請者の要件

3. 1 完成検査認定・保安検査認定の申請をする者の要件

申請を行うことができる者は、その事業所ごとに次の（１）～（５）に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- （１）高圧ガスの製造を開始した日から２年を経過していること。ただし、「高圧ガスの製造を開始した日」とは、都道府県知事に製造の開始の届出を行った日とします。
- （２）過去２年間に高圧ガスの製造施設又は第一種貯蔵所において、次に掲げる高圧ガスによる災害が発生していないこと。

①負傷者の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死 者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が３０日以上を負傷者をいう。

軽傷者は負傷の治療に要する期間が３０日未満を負傷者をいう。

②直接損害額が２億円以上発生したもの

③次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められるもの

１）多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの

２）認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したもの

３）認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したもの

４）著しい環境破壊を及ぼしたもの

④①から③まで（③１）を除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。

１）大規模な爆発又は破裂が発生したもの

２）認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの

（３）法又はこの法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から２年を経過していること。

（４）認定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日から２年を経過していること。

（５）法人であって、その業務を行う役員のうちに（３）又は（４）のいずれかに該当する者がいないこと。

3. 2 特定認定事業者に関する認定の申請をする者の要件

特定認定調査を申請することができる者は、完成検査認定若しくは保安検査認定又は認定の更新及び特定認定事業者に関する申請を同時に行う者であって、それぞれの認定に係る施設の範囲が同じ申請を行う者に該当する者となります。

4. 申請

4. 1 スケジュールのお知らせ

協会は、毎年10月に別紙の「認定（完成・保安）検査実施者、特定認定事業者の認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールについて」に基づき、次年度に現地調査又はWEB調査を実施する調査のスケジュールについて、ホームページに掲載します。

新規で認定取得を希望される場合は逐次、お問い合わせ下さい。

4. 2 申込・連絡等

申請者は、ホームページ等に掲載の「認定（完成・保安）検査実施者、特定認定事業者の認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールについて」の希望する「現地調査又はWEB調査」に該当する「現地調査又はWEB調査希望日の連絡」に記載の期日までに協会保安技術部門保安業務グループまで現地調査又はWEB調査の希望日を連絡してください。

4. 3 申請の受付

(1) 協会は、認定調査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者（以下「申請者」という。）から、事業所ごとに申請を受け付けます。

(2) 完成検査認定・保安検査認定調査の申請の受付

申請者は、完成検査認定の場合にあつては、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）様式第48、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）様式第47又はコンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）様式第27「認定完成検査実施者調査申請書」（以下「調査申請書」という。）に、保安検査認定の場合にあつては、一般則様式第50、液石則様式第49又はコンビ則様式第29「認定保安検査実施者調査申請書」に4.4(3)に掲げる書類及び9.に掲げる手数料を添えて、協会保安技術部門保安業務グループに申請してください。なお、他法の認定制度等の活用については、参考1「認定（完成・保安）検査実施者の認定における他法の認定制度等の活用について」をご参照ください。

(3) 特定認定調査の申請の受付

申請者は、完成検査認定又は完成検査認定の更新と同時に申請（以下「特定完成検査認定申請」という。）を行う場合にあつては、特定自主通達様式1「特定認定完成検査実施事業者調査申請書」に、保安検査認定又は保安検査認定の更新と同時に申請（以下「特定保安検査認定申請」という。）を行う場合にあつては、様式2「特定認定保安検査実施者調査申請書」（特定自主通達様式1及び様式2を以下「特定認定調査申請書」という。）に4.4(4)に掲げる書類及び9.に規定する手数料を添えて、協会保安技術部門保安業務グループに提出してください。

4. 4 調査申請書、調査申請書類等の作成に係る注意事項

調査申請書等は、以下の注意事項を踏まえて作成してください。なお、(2) 調査申請書類は必要最低限の構成としてください。その他の関係書類については、必要に応じて現地調査時に確認をさせていただきます。

(1) 完成検査認定・保安検査認定調査申請書

- ①調査申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新又は追加を明確に記入し、新たに追加された施設がある場合にはその旨を明示してください。
- ②保安検査認定の申請者のうち、運転を停止することなく保安検査を行う場合は、調査申請書中「運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間」の欄は、申請施設ごとに記入し、連続運転期間の延長がある場合はその旨を明示してください。
- ③「特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵施設」、「自ら保安検査を行う特定施設」、「運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間」の欄は、都道府県知事又は指定都市の長の許可を受けた施設名を記入してください。
- ④認定の更新と施設の追加認定を同時に申請しようとするときは、調査申請書中「申請の種類」の欄は「更新」と記載し、申請施設名の欄に更新又は追加に係る施設の区分がわかるよう明確に記載してください。

(2) 特定認定調査申請書

- ①「申請の種類」の欄は、新規、更新又は追加を明確に記入し、新たに追加された施設がある場合にはその旨を明示してください。
- ②「認定に係る製造施設又は貯蔵設備」、「自ら保安検査を行う特定施設」の欄は、都道府県知事又は指定都市の長の許可を受けた施設名を記入してください。
- ③認定の更新と施設の追加認定を同時に申請しようとするときは、「申請の種類」の欄は「更新」と記載し、「認定に係る製造施設又は貯蔵設備」の欄は更新又は追加に係る施設の区分がわかるよう明確に記載してください。

(3) 完成検査認定・保安検査認定調査申請書類

①企業の概要

設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

②認定を受けようとする事業所（又は第一種貯蔵所）の概要

設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力（又は貯蔵能力）一覧表、施設配置図、及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図
 なお、製造事業所にあつては、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図についても記載してください。

③調査申請書類記載事項（調査申請書類本文）（参考2 表1～4 参照）

完成検査認定の詳細は、一般則別表第4、液石則別表第4、冷凍則別表第3又はコンビ則別表第5若しくは別表第6及び認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「認定告示」という。）を、また、保安検査認定の詳細は、一般則別表第5、液石則別表第5、冷凍則別表第4又はコンビ則別表第7若しくは別表第8及び認定告示を参照してください。

<調査項目>

〔完成検査認定〕	〔保安検査認定〕
一 本社の体制について（省令）	一 本社の体制について（省令）
イ 保安に係る基本姿勢	イ 保安に係る基本姿勢
ロ 保安管理	ロ 保安管理
二 事業所の体制について （認定告示）	二 事業所の体制について （認定告示）
第一章 総則	第一章 総則
第二章 保安管理システムに 係る一般要求事項	第二章 保安管理システムに 係る一般要求事項
第三章 計画	第三章 計画
第四章 実施及び運用	第四章 実施及び運用
第五章 評価及び監査	第五章 評価及び監査
第六章 是正及び見直し	第六章 是正及び見直し
三 認定完成検査の体制について （省令）	三 認定保安検査の体制について （省令）
イ 認定完成検査組織	イ 運転を停止することなく保安
ロ 認定完成検査業務	検査を行うための措置
ハ 認定完成検査の検査管理	ロ 認定保安検査組織
	ハ 認定保安検査業務
	二 認定保安検査の検査管理

④調査申請書類添付資料について

- イ 法第39条の3に定められる「特定施設に係る完成検査の方法を定める規程」（「完成検査規程」）（完成検査認定の申請がある場合に限る。）
- ロ 法第39条の5に定められる「特定施設に係る保安検査の方法を定める規程」（「保安検査規程」）（保安検査認定の申請がある場合に限る。）
- ハ 保安検査基準「KHKS 0850」に準じていない保安検査方法を説明した文書（保安検査基準「KHKS 0850」に準じていない保安検査方法がある場合は、保安検査基準との差異及びその技術的妥当性を説明した文書を添付してください。前回申請時より追加されたものがある場合はその旨が分かるようにして下さい。）
- 二 開放検査周期を明記した機器の一覧（余寿命予測を含む）及び開放検査周期毎の機器の割合を明記した書類（開放検査周期の延長申請がある場合に限る。）

(4) 特定認定調査申請書類

調査申請書類記載事項（調査申請書類本文）（参考3 表5参照）

特定自主通達に定める判断の視点（項目及び詳細事項）及び解釈を踏まえて、要求事項を満足していることの説明を記載してください。

4. 5 提出方法及び部数

電子申請又は書面申請のいずれかにより提出してください。

電子申請の場合は、申請書の電子データ一式を提出してください。

書面申請の場合は、「完成検査認定・保安検査認定調査申請書類の申請書及び申請書類」及び「特定認定調査の申請書及び申請書類」の提出部数は、それぞれ11部とします。

4. 6 施設の追加

4. 2、4. 3及び4. 4の規定は、施設の追加認定に係る申請に準用します。

4. 7 申請調査書類における個人情報の取り扱いについて

申請調査書類に記載された個人情報（連絡先、資格要件に係る経歴等）は、調査業務のため必要な範囲において利用します。

5. 調査の実施等

協会は、原則として次に定めるところにより調査を行います。

ただし、申請受付後であっても調査を終了するまでに以下のような事実又は事象が明らかになった場合は、行政機関（国又は都道府県等）による判断が示されるまで一時的に調査を休止することがあります。

- （1）高圧ガス保安法に係る違反の疑義が生じた場合
- （2）高圧ガス保安法に係る事故が発生した場合
- （3）他法規等に係る違反の疑義が生じた場合
- （4）他法規等に係る事故が発生した場合
- （5）虚偽の説明など不正に関する疑義が生じた場合

また、行政機関（国又は都道府県等）による判断が文書による注意以上であった場合は、法第39条の3第1項各号又は法第39条の5第1項各号に適合していないものとすることがあります。

5. 1 調査

- （1）調査は、書類調査及び現地調査又はWEB調査により行います。

WEB調査は、図面、写真及び映像その他必要な資料の確認を実施します。この場合は、原則として認定された後3ヶ月以内に5. 3. 3の現地確認を行います。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、やむを得ない事由が収束後に行います。

また、WEB調査を実施する場合は、WEB会議システムの使用や（2）及び（3）の必要資料の電子媒体又は紙媒体での事前提出など、WEB調査実施に伴う作業等について調整いたします。

- （2）完成検査認定、保安検査認定に係る現地調査又はWEB調査と特定認定調査に係る現地調査又はWEB調査は同じ調査期間内に実施し、新規・更新申請に係る現地調査又はWEB調査の日数は3日以内、施設の追加申請に係る現地調査又はWEB調査の日数は2日以内とします。ただし、プラントの規模等により、調査期間を短縮する場合及び調査委員会の審議結果により追加で現地調査をする場合もあります。

- (3) WEB調査を受けようとする場合にあっては、次に掲げる資料（認定完成検査実施者の認定申請者にあっては①、認定保安検査実施者の認定申請者にあっては②）及び③の内、協会が指定する資料を調査時に提示してください。

- ① 完成検査のための組織に係る一般則別表第4、液石則別表第4、コンビ則別表第5若しくは別表第6又は冷凍則別表第3及び認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「告示」という。）の完成検査に係る認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料
- ② 保安検査のための組織に係る一般則別表第5、液石則別表第5、コンビ則別表第7若しくは別表第8又は冷凍則別表第4及び告示の保安検査に係る認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料
- ③ 特定自主通達に定める判断の視点（項目及び詳細事項）及び解釈に係る各基準を満たすことを確認できる資料

5. 2 調査員

調査は、原則として外部有識者、申請事業所を管轄する都道府県等担当者及び協会役職員で構成された調査小委員会により行います。また、経済産業省産業保安グループ担当官又は申請事業所を管轄する産業保安監督部担当官がオブザーバとして立会する場合もあります。

5. 3 現地調査方法

5. 3. 1 新規・更新申請に係る現地調査又はWEB調査方法

新規・更新申請に係る現地調査又はWEB調査は原則として次に定めるところにより行います。

- (1) 第1日目（完成検査認定、保安検査認定に係る申請内容の説明）

調査申請書の内容について、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。なお、(1)の説明又は質疑における申請者側の出席者は原則10人以下としてください。ただし、申請者側のご都合により出席者を追加いただくことを妨げるものではありません。申請の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考1：第1日目の調査は原則として外部有識者、都道府県等担当者及び協会役職員によって行います。

備考2：説明の省略

下記の1)～7)に掲げる項目については、説明を省略することができます。

- | | | | |
|--------------------------|------------|---|----|
| 1) 体制及び役割等 | 第10条第2項第1号 | イ | 体制 |
| 2) 体制及び役割等 | 第10条第2項第1号 | ハ | 資格 |
| 3) 体制及び役割等 | 第10条第2項第2号 | ハ | 資格 |
| 4) 体制及び役割等 | 第10条第2項第3号 | ハ | 資格 |
| 5) 体制及び役割等 | 第10条第2項第4号 | ハ | 資格 |
| 6) 保安管理システムに関する文書の作成及び管理 | 第13条 | | |
| 7) 記録 | 第14条 | | |

(2) 第2日目午前中(特定認定に係る申請内容の説明)

調査申請書の内容について、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。なお、(2)の説明又は質疑における申請者側の出席者は原則10人以下としてください。ただし、申請者側のご都合により出席者を追加いただくことを妨げるものではありません。申請の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考：第1日目及び第2日目午前は原則として外部有識者、都道府県等担当者及び協会役職員によって行います。

(3) 第2日目午後、第3日目(書類確認)

書類確認は、原則、完成検査認定・保安検査認定に係る調査は2班、特定認定に係る調査は1班の合計3班で実施いたします。

なお、調査体制の詳細につきましては、適宜ご相談下さい。

- ① 第1日目の説明に基づいて、次の事項について、変更された部分及び記録類について実績を中心に確認を行います。なお、申請者の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

1) 完成検査認定・保安検査認定の要求事項に基づく、本社の体制、保安管理システム及び認定保安検査・認定完成検査に関する規程・基準類及び記録等を確認します。

2) 特定認定の要求事項に基づく、危険源の特定及び評価等、先進的な技術の活用、従業員等の教育訓練、第三者の知見の活用、連続運転期間及び保安検査の方法の評価体制等に規程・基準類及び記録等を確認します。

- ② 保安検査基準「KHKS 0850」に準じていない保安検査方法がある場合は、その考え方、評価、承認状況を確認します。

- ③ 認定保安検査・認定完成検査に関する検査データ(承認手続き等を含む)を確認します。(なお、検査データの確認については、現地調査当日に抜き取りにより対象を指定します。)

- ④ 計器室において、マニュアルの整備状況、引き継ぎ体制及び保安管理システムに関連する文書、記録類の管理状況及び方針等の周知状況を現場確認させていただきます。ただし、WEB調査の場合は計器室における現場確認を省略し、図面、写真及び映像その他必要な資料により確認します。

備考1：第2日目午後、第3日目(書類確認)の調査は原則として協会職員及び都道府県等担当者によって行います。

備考2：第2日目午後、第3日目の調査は短縮する場合があります。

5. 3. 2 施設の追加に係る現地調査又はWEB調査方法

施設の追加申請に係る現地調査又はWEB調査は、原則として次に定めるところにより行います。

(1) 第1日目(完成検査認定、保安検査認定に係る申請内容の説明)

5. 3. 1 (1)に定める内容に準じて行ってください。

備考1：第1日目の調査は原則として外部有識者、都道府県等担当者及び協会役職員によって行います。

備考2：説明の省略

5. 3. 1 (1) 備考2の1)～7)に掲げる項目にあつては、説明を省略することができます。

(2) 第2日目午前中（特定認定に係る申請内容の説明）

5. 3. 1 (2) に定める内容に準じて行ってください。

備考：第2日目午前中（特定認定に係る申請内容の説明）の調査は原則として外部有識者、都道府県等担当者及び協会役職員によって行います。

(3) 第2日目午後（書類確認）

書類確認は、原則、完成検査認定・保安検査認定に係る調査は2班、特定認定に係る調査は1班の合計3班で実施いたします。なお、調査体制の詳細につきましては、適宜ご相談下さい

5. 3. 1 (3) に定める内容に準じて行います。

備考：書類確認は原則として協会職員及び都道府県等担当者によって行います。

5. 3. 3 WEB調査に係る現地確認方法

現地確認は、WEB調査を行った事項について行います。具体的な内容は、WEB調査結果を踏まえ、必要な内容に応じて実施します。

5. 4 その他事項

(1) 複数の事業所を有し、うちの事業所について調査を受けた者が、他の事業所について新たに調査の申請を行う場合であつて、以下の①から④の要件を全て満たすときには、当該申請に係る調査のうち本社組織に係る調査を省略することができるものとします。

①直近のおおむね6か月以内に一の事業所について調査を受けているとき

②①の調査を受ける際に本社組織に係る調査を受けているとき

③本社組織について、①の調査後に変更が行われていないとき

④当該事業者の事業所において、①の調査後事故^{注)}が発生していないとき

注) ここでいう事故とは「認定検査実施者調査マニュアル[保S-0103] 3. 申請者の要件(2) ①～③」に規定されるもの又は同等と見なされるものをいう。

(2) 保安検査のための組織に係る調査項目のうち、一般則別表第5、液石則別表第5、並びにコンビ則別表第7及び別表第8上欄三イ下欄一中「運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること」については、原則として設備を直接調査することを要しますが、設備改善が適切に行われていることが、記録で明らかに確認できる場合には、この限りではありません。

6. 調査結果の評価の決定

調査結果及び評価の決定は、次に定めるところによります。

(1) 申請案件に対する調査結果の評価は、調査を行った調査小委員会の調査結果の報告に基づき、協会内に設置された調査委員会において行います。

(2) 協会は、調査委員会の調査結果の評価に基づき、申請案件に対する調査結果及び評価の決定を行います。

7. 調査証の交付等

7. 1 完成検査認定及び保安検査認定調査証の交付

- (1) 協会は、完成検査認定に係る申請案件についての調査結果が法第39条の3第1項各号に適合していると認めたときは、当該申請事業所に対し、一般則様式第49、液石則様式第48、冷凍則様式第34又はコンビ則様式第28「認定完成検査実施者調査証」を交付します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第103-5「高圧ガス保安法第39条の7第1項及び同法第39条の7第3項に基づく調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。さらに、申請事業者が現地調査に参加した調査委員の全コメントを希望する場合は、様式103-6「調査委員の個人的コメント」についても参考資料としてお渡しいたします。

- (2) 協会は、保安検査認定に係る申請案件についての調査結果が法第39条の5第1項各号に適合していると認めたときは、当該申請事業所に対し、一般則様式第51、液石則様式第50、冷凍則様式第36又はコンビ則様式第30「認定保安検査実施者調査証」を交付します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第103-5「高圧ガス保安法第39条の7第1項及び同法第39条の7第3項に基づく調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。さらに、申請事業者が現地調査に参加した調査委員の全コメントを希望する場合は、様式103-6「調査委員の個人的コメント」についても参考資料としてお渡しいたします。

ただし、評価の結果、認定保安検査実施者調査申請書に記載された特定施設又は連続運転期間が適切でないと認められた場合には、適切と認められた特定施設の範囲又は連続運転期間を限定して当該調査証を交付します。

- (3) 協会は、(1)の認定完成検査実施者調査証又は(2)の認定保安検査実施者調査証の交付をしたときは、様式第103-1「認定完成検査実施者調査報告書」又は様式第103-2「認定保安検査実施者調査報告書」に、様式第103-5「高圧ガス保安法第39条の7第1項及び同法第39条の7第3項に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事又は指定都市の長へ報告します。

7. 2 特定認定調査証の交付

- (1) 協会は、申請案件についての特定認定調査の結果が特定認定基準に適合していると認めたときは、当該申請事業所に対し特定自主通達様式3「特定認定完成検査実施事業者調査証」又は様式4「特定認定保安検査実施事業者調査証」（以下「特定認定調査証」という。）を交付します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第303-7「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について I 3. (3)に基づく特定認定調査結果及

び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。なお、特定自主通達 表中五2 長期開放検査周期設定評価体制（以下、「長期開放体制」という）を含む場合で、当該項目のみ不適合の場合は、「長期開放体制」を含まない特定認定保安検査実施事業者として適合するものとし、「特定認定保安検査実施事業者調査証」の備考欄にその旨を記載して、交付します。

さらに、申請事業者が現地調査に参加した調査委員の全コメントを希望する場合は、様式第303-8「調査委員の個人的コメント」についても参考資料としてお渡しいたします。

- (2) 協会は、特定認定調査証を交付したときは、様式第303-1「特定認定完成検査実施事業者調査報告書」又は様式第303-2「特定認定保安検査実施事業者調査報告書」に様式第303-7「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について I 3. (3)に基づく特定認定調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事又は指定都市の長へ報告します。

7. 3 完成検査認定及び保安検査認定調査不適合報告書の通知

- (1) 協会は、完成検査認定又は保安検査認定に係る申請案件についての調査結果が法第39条の3第1項各号又は法第39条の5第1項各号に適合していないと認めたときは、当該申請事業所に対し、様式第103-3「認定（完成・保安）検査実施者の認定に係る調査不適合通知書」を通知します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第103-5「高圧ガス保安法第39条の7第1項及び同法第39条の7第3項に基づく調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。さらに、申請事業者が現地調査に参加した調査委員の全コメントを希望する場合は、様式第303-8「調査委員の個人的コメント」についても参考資料としてお渡しいたします。

- (2) 協会は、(1)の通知をしたときは、様式第103-4「認定（完成・保安）検査実施者の認定に係る調査不適合報告書」に、様式第103-5「高圧ガス保安法第39条の7第1項及び同法第39条の7第3項に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事又は指定都市の長へ報告します。

7. 4 特定認定調査不適合報告書の通知

- (1) 協会は、申請案件についての特定認定調査の結果が特定認定基準に適合していないと認めたときは、当該申請事業所に対し、様式第303-3「特定認定完成検査実施事業者に係る特定認定調査不適合通知書」又は様式第303-4「特定認定保安検査実施事業者に係る特定認定調査不適合通知書」を通知します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第303-7「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（特定自主通達）I 3. (3)に基づく特定認定調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして

評価は不要とすることも可能です。さらに、申請事業者が現地調査に参加した調査委員の全コメントを希望する場合は、様式第303-8「調査委員の個人的コメント」についても参考資料としてお渡しいたします。

- (2) 協会は、(1)の通知をしたときは、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事又は指定都市の長へ様式第303-5「特定認定完成検査実施事業者に係る特定認定調査不適合報告書」又は様式第303-6「特定認定保安検査実施事業者に係る特定認定調査不適合報告書」に、様式第303-7「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(特定自主通達)Ⅰ 3.(3)に基づく特定認定調査結果及び評価」添えて報告します。

7. 5 調査証発行日までの標準処理期間

協会は、調査証発行までの標準処理期間を90日以内とし、その期間内に調査証を発行します。なお、標準処理期間の起点日は、現地調査又はWEB調査日とします。

ただし、5.のただし書きにより調査を休止した期間及び12月29日～12月31日、1月1日～1月3日並びに4月及び5月の祝祭日は標準処理期間に含まれません。

8. 特定自主通達 附則第2項に基づく特定認定保安検査実施事業者の更新

8. 1 申請

4.2、4.3(3)、4.4(2)、(3)(③は除く)、(4)及び4.7の規定は、特定自主通達 附則第2項に基づく特定認定保安検査実施事業者の更新(以下、「附則更新」という。)に係る申請に準用します。ただし、4.4(4)調査申請書類記載事項(調査申請書類本文)(参考3 表5参照)は、特定自主通達Ⅰ 7.に掲げる表中五2に係る認定の基準の項目を満足していることの説明及び前回の特定認定に係る申請時から変更があった項目を記載してください。

8. 1. 1 提出方法及び部数

附則更新調査申請書類の申請書及び申請書類の申請は、電子申請又は書面申請のいずれかにより提出してください。

電子申請の場合は、申請書の電子データ一式を提出してください。

書面申請の場合は、6部とします。

8. 2 調査の実施等

5.の規定は、附則更新に係る申請に準用します。

8. 2. 1 調査期間

5.1の規定は、附則更新の調査期間に準用します。ただし、現地調査の日数は1日以内とします。

8. 2. 2 調査員

5.2の規定は、附則更新の調査員に準用します。

8. 3 現地調査又はWEB調査方法

現地調査は申請者の事業所において、原則として次に定めるところにより行います。なお、調査委員会の審議結果に基づき追加で現地調査又はWEB調査を実施する場合があります。

(1) 申請内容の説明（半日程度）

特定自主通達 I 7. に掲げる表中五 2 長期開放検査周期設定評価体制に定める判断の視点（項目及び詳細事項）及び解釈を踏まえて、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。

(2) 書類確認（半日程度）

申請内容の説明に基づいて、特定自主通達 I 7. に掲げる表中五 2 長期開放検査周期設定評価体制に定める判断の視点（項目及び詳細事項）及び解釈を踏まえて、要求事項を満足していることについて規程・基準類及び記録等を確認します。

8. 4 調査結果の評価の決定等

6. の規定は、附則更新に係る調査結果の評価の決定等に準用します。

8. 5 附則更新に係る調査証の交付

7. 2 の規定は、附則更新に係る調査証の交付に準用します。ただし、様式 303-7 及び様式 303-8 については「表中五 2 長期開放検査周期設定評価体制」の項目のみとします。

8. 6 附則更新に係る不適合報告書の通知

7. 4 の規定は、附則更新に係る不適合報告書の通知に準用します。ただし、様式 303-7 及び様式 303-8 については「表中五 2 長期開放検査周期設定評価体制」の項目のみとします。

8. 7 調査証発行日までの標準処理期間

7. 5 の規定は、附則更新に関する調査証発行日までの標準処理期間に準用します。

9. 手数料等

申請手数料は（1）又は（2）特定認定調査申請手数料及び（3）認定（完成・保安）検査実施者調査申請手数料の合計金額を（5）の銀行振込先へお振り込み下さい。

（1）特定認定調査申請手数料（特定自主通達 表中五 2 長期開放検査周期設定評価体制を含まない場合）

- | | |
|--|-------------|
| ① 特定認定完成検査実施者に係る調査の新規又は更新申請 | 1,331,000 円 |
| ② 特定認定完成検査実施者であって施設の追加認定申請 | 518,000 円 |
| ③ 特定認定保安検査実施者（運転を停止することなく保安検査を行う者）に係る調査の新規又は更新申請 | 1,917,000 円 |
| ④ 特定認定保安検査実施者（運転を停止することなく保安検査を行う者）であって施設の追加認定申請 | 805,500 円 |

⑤ 特定認定保安検査実施者（運転を停止して保安検査を行う者）に係る調査の新規又は更新申請	1,654,000 円
⑥ 特定認定保安検査実施者（運転を停止して保安検査を行う者）であって施設の追加認定申請	658,900 円
⑦ ①及び③の新規又は更新の同時申請	2,624,000 円
⑧ ①及び⑤の新規又は更新の同時申請	2,359,000 円
⑨ ③及び⑤の新規又は更新の同時申請	2,763,000 円
⑩ ①、③及び⑤の新規又は更新の同時申請	3,210,000 円

（２）特定認定調査申請手数料（特定自主通達 表中五 ２ 長期開放検査周期設定評価体制を含む場合）

① 特定認定保安検査実施者（運転を停止することなく保安検査を行う者）に係る調査の新規又は更新申請	2,274,000 円
② 特定認定保安検査実施者（運転を停止することなく保安検査を行う者）であって施設の追加認定申請	1,104,000 円
③ 特定認定保安検査実施者（運転を停止して保安検査を行う者）に係る調査の新規又は更新申請	2,011,000 円
④ 特定認定保安検査実施者（運転を停止して保安検査を行う者）であって施設の追加認定申請	957,400 円
① (1)①及び(2)①の新規又は更新の同時申請	2,980,000 円
② (1)①及び(2)③の新規又は更新の同時申請	2,716,000 円
③ (2)①及び(2)③の新規又は更新の同時申請	3,120,000 円
④ (1)①、(2)①及び(2)③の新規又は更新の同時申請	3,566,000 円

（３）認定（完成・保安）検査実施者調査申請手数料

① 認定完成検査実施者の認定に係る調査の新規又は更新申請	2,037,000円
② 認定完成検査実施者であって施設の追加認定申請	833,400円
③ 認定保安検査実施者の認定（運転を停止することなく保安検査を行う者）に係る調査の新規又は更新申請	2,854,000円

④ 認定保安検査実施者（運転を停止することなく保安検査を行う者）であって施設の追加認定申請	1,235,000円
⑤ 認定保安検査実施者の認定（運転を停止して保安検査を行う者）に係る調査の新規又は更新申請	2,487,000円
⑥ 認定保安検査実施者（運転を停止して保安検査を行う者）であって施設の追加認定申請	1,031,000円
⑦ ①及び③の新規又は更新の同時申請	3,840,000円
⑧ ①及び⑤の新規又は更新の同時申請	3,471,000円
⑨ ③及び⑤の新規又は更新の同時申請	4,035,000円
⑩ ①、③及び⑤の新規又は更新の同時申請	4,657,000円

（４）附則更新申請手数料

特定自主通達 附則第２項に基づく特定保安検査実施事業者に係る更新 850,400円

（５）銀行振込先

銀行名 : 三菱ＵＦＪ銀行 本店
口座名 : 高圧ガス保安協会
口座番号 : (普通) 7640410

特定認定調査申請時に銀行振込票のコピーを１部持参してください。

（６）申請手数料については、申請受理後、正当な事由がある場合を除き、返金いたしません。

附 則 このマニュアルは、平成２９年 ６月 １日から施行する。
附 則 このマニュアルは、平成３０年 ２月 ７日から施行する。
附 則 このマニュアルは、令和 元年１０月 １日から施行する。
附 則 このマニュアルは、令和 元年１２月２３日から施行する。
附 則 このマニュアルは、令和 ２年 ８月１９日から施行する。
附 則 このマニュアルは、令和 ４年 １月 １日から施行する。
附 則 このマニュアルは、令和 ４年 ４月 １日から施行する。
附 則 このマニュアルは、令和 ４年１２月２１日から施行する。
附 則 このマニュアルは、令和 ７年 ４月 １日から施行する。

注：なお、このマニュアルは定期的（3年毎）に見直しが行われます。

年度 認定（完成・保安）検査実施者、特定認定事業者の 認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールについて

認定（完成・保安）検査実施者、特定認定事業者の認定に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールです。

なお、大臣認定日については従来の実績を目安としています。

また、調査証は、現地調査又はWEB調査日から、原則 90 日以内に交付いたします。

申請申込及び現地調査又はWEB調査希望日の連絡（第 3 希望まで）をメール等にてご連絡下さい。新規で認定取得を希望される場合は逐次、お問い合わせ下さい。

	回次	申請申込及び現地調査又は WEB調査希望日の連絡	受付日程 （申請書の提出）	現地調査又は WEB調査	調査証交付	認定の目安
1	第 回	1 月第 1 週まで	4 月第 1 週～ 4 月第 2 週 （2 週間）	5 月第 2 週～ 6 月第 2 週 （5 週間）	7 月下旬	9 月頃
2	第 回	3 月第 4 週まで	6 月最終週 ～7 月第 1 週 （2 週間）	8 月第 1 週 ～9 月第 1 週 （5 週間）	10 月下旬	12 月頃
3	第 回	6 月第 4 週まで	9 月最終週～ 10 月第 1 週 （2 週間）	11 月第 2 週～ 12 月第 2 週 （5 週間）	1 月下旬	3 月頃
4	第 回	9 月第 4 週まで	1 月第 2 週～ 1 月第 3 週 （2 週間）	2 月第 2 週～ 3 月第 2 週 （5 週間）	4 月下旬	6 月頃

＜問い合わせ＞ 高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安業務グループ 認定調査チーム

TEL. 03-3436-6103 FAX. 03-3438-4163

e-mail hpg@khk.or.jp

様式第103-1

一般、液石、 特定、冷凍の 別を記入する

認定完成検査実施者調査報告書

年 月 日

産業保安監督部長
 都道府県知事 殿
 市長

高圧ガス保安協会
 会長 印

高圧ガス保安法第20条第3項第2号に基づく経済産業大臣認定に係る同法第39条の7第1項に基づき高圧ガス保安協会が調査した結果、下記の事業所に対し、同法第39条の7第2項に基づき認定完成検査実施者調査証を交付したので報告します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
特定変更工事を行う製造施設	
調査証交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 103-2

一般、液石、 特定、冷凍の 別を記入する

認定保安検査実施者調査報告書

年 月 日

 産業保安監督部長
 都道府県知事 殿
 市長

 高圧ガス保安協会
 会長 印

高圧ガス保安法第35条第1項第2号に基づく経済産業大臣認定に係る同法第39条の7第3項に基づき高圧ガス保安協会が調査した結果、下記の事業所に対し、同法第39条の7第4項に基づき認定保安検査実施者調査証を交付したので報告します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間	
調査証交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備考	

備考 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第103-3

一般、液石、 特定、冷凍の 別を記入する

認定（完成・保安）検査実施者の 認定に係る調査不適合通知書

殿

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記のとおり申請のあった認定（完成・保安）検査実施者の認定に係る調査の結果、下記の理由により不適合になったことを通知します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
特定変更工事を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第103-4

一般、液石、 特定、冷凍の 別を記入する

認定（完成・保安）検査実施者 の認定に係る調査不適合報告書

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事 殿
市長

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記の事業所から申請のあった認定（完成・保安）検査実施者の認定に係る調査の結果、下記の理由により不適合になったことを報告します。

記

名 称（事業所の名称を含む。）	
事 務 所（本 社）所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
調 査 の 種 類	
特定変更工事を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運 転 を 停 止 す る こ と な く 自ら保安検査を行う特定施設 及 び そ の 連 続 運 転 期 間	
不 適 合 の 理 由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 103-5

年 月 日

高圧ガス保安協会 調査証番号

高圧ガス保安法第 39 条の 7 第 1 項及び

同法第 39 条の 7 第 3 項に基づく調査結果及び評価

申請事業所名：〇〇株式会社 〇〇事業所（運転中・停止中・完成）（新規・更新・追加）

省令の要求事項	特記事項
一 本社の体制について イ 保安に係る基本姿勢 一 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	
二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	
ロ 保安管理 一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	
二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、保安管理を担当する役員が選任されていることを要する。	
三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	
四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	
五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	

告示の要求事項	特記事項
第一章 総則（略）	

第二章 保安管理システムに係る一般要求事項 第四条（一般要求事項） 事業所は、保安管理システムを確立し、その継続的改善を図ること。	
第五条（保安管理方針） 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開できる体制を整備すること。 一 事業所の活動及び規模、製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。 二 次に掲げる事項を誓約するものであること。 イ 保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。 ロ 特定要求事項を遵守すること。 三 事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。 四 全ての就業者に周知され、理解されとともに、適切に実施され、維持向上されること	
第三章 計画 第六条（保安に影響を与える危険源） 事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、維持すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとすること。	
第七条（特定要求事項） 事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、維持すること。	
第八条（保安管理目標） 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。また、当該保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮すること。	
2 保安管理活動を行う部門又は組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持すること。また、当該保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮すること。	
第九条（保安管理計画）	

事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安管理計画を策定し、維持すること。	
第十条 （事業所長の資源配分） 事業所長は、保安管理システムの実施に不可欠な資源を用意し配分すること。	
2 一 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を明確に定め、文書化し、保安管理活動を行う全ての就業者に周知し、かつ、確実に実施すること。	
イ 体制 （１）保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、保安管理部門。以下同じ。）、設備管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」という。）が設置されているとともに、各管理担当組織の長が選任されていること。ただし、一の管理担当組織の長は他の管理担当組織の長を兼任することは認められない。 （２）各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在。 （３）事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任及び権限並びに指揮命令系統	
ロ 役割 （１）事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力すること。	
（２）事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。	
（３）日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在及び作業体制。	
（４）変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順。	

(5) 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。	
ハ 資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 (1) 経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定事業者にあつては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第七の適用を受ける認定事業者が同規則第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 (2) (1) に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者。	
二 保安管理を担当する組織 イ 体制 (1) 保安管理を担当する組織の意見が設備管理及び運転管理に十分に反映する体制。	
(2) 社内外の保安関連情報（最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の情報）を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制。	
(3) 収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制。	
ロ 役割 (1) 保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。	
(2) 保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申できること。	
ハ 資格 保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。	
三 運転管理を担当する組織 イ 体制 運転員の交替及び引継ぎに関する体制。	

□ 役割 運転状態を監視するため、高圧ガス設備を、目視又は検査機器により検査を行うこと及びその方法を定めること。	
ハ 資格 運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。	
四 設備管理を担当する組織 イ 体制 (1) 運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業所にあつては、工事担当部門。）との引継ぎ及び引渡しに関する体制。	
(2) 着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制。	
□ 役割 (1) 設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備を、目視又は検査機器により検査を行うこと及びその方法を定めること。	
(2) 製造施設の新設、増設、変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。	
ハ 資格 設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。	
五 協力会社に関する事項 (1) 作業範囲及び責任の所在に関する事項。 (2) 協力会社の選定に関する事項。 (3) 協力会社従業員の教育訓練等に関する事項。 (4) 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。 (5) 協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。 (6) その他協力会社の管理に関する事項。	

六 機器の寿命管理に関する事項 次に掲げる事項に活用するために、文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果により、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理を行うこと。 (1) 連続運転期間に応じた適切な設備改善に関する事項（特に、改善箇所、改善内容及び改善理由が明確であること。）。 (2) 補修の要否に関する事項。	
七 開放検査体制に関する事項 (1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項 (2) 開放検査方法に関する事項。 (3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項。 (4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項。	
八 検査記録等の活用 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。	
第十一条（教育訓練） 事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施すること。 2 事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底させる手順を確立し、維持すること。 一 保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性。 二 保安に係る情報に関する事項。 三 規程・基準類の遵守の徹底に関する事項。 四 緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項。 五 特定要求事項の遵守に関する事項。 六 その他教育訓練全般について必要な事項。 3 事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用すること。	

第十二条（情報の連絡及び収集） 事業所は、次に掲げる事項に係る手順を確立し、維持すること。 - 一 事業所内の保安全管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡（特に各管理担当組織間の緊密な連絡）。 - 二 関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集。	
第十三条（保安全管理システムに関する文書作成及び管理） 事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、維持すること。 - 一 規程・基準類の体系を記述した情報 - 二 保安全管理システムに関する文書の所在を示す情報 2 事業所は、保安全管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、維持すること。 3 文書は、読みやすく、作成又は見直しが行われた日付が容易に識別できるとともに、適切な順序により所定の期間保管されること。 4 事業所は、次に掲げる事項を確実にするために、文書を管理する手順を確立し、維持すること。 - 一 文書の所在について、保安全管理活動を行う全ての就業者が容易に了知できること。 - 二 文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。 - 三 事業所において保安全管理活動を行う全ての部署で、最新の規定・基準類その他の文書が利用できること。 - 四 効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。 - 五 効力が失われた場合にあっては保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。	

第十四条（記録） 事業所は、書面又は電磁的方法によって保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、維持すること。この記録には、次に掲げる事項を含めること。 - 一 保安検査その他の検査の記録 - 二 機器ごとの保全記録 - 三 運転記録 - 四 教育訓練の記録 - 五 監査及び見直しの結果 2 保安に関する記録は、読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管され、維持されること。 3 保安に関する記録は、所定の保管期限が定められ、記録されること。 4 保安に関する記録は、保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として、作成され、維持されること。	
第十五条（緊急事態への準備及び対応） 事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、維持すること。 2 事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、必要に応じて見直すこと。 3 事業所は、緊急時対応訓練を定期的実施すること。 4 事業所は、防災管理に関し、次に掲げる事項に関する規程・基準類を整備し、かつ、適切に実施される体制を明確にすること。 - 一 災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項。 - 二 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項。 - 三 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項。 - 四 緊急停止に関する事項。 - 五 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項。 - 六 夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員を含む。）に関する事項。 - 七 保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナー	

ト等保安規則別表第五、別表第六、別表第七又は別表第八の適用を受ける認定事業者に限る。) 八 導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第四、又はコンビナート等保安規則別表第七若しくは第八の適用を受ける認定事業者に限る。）。 九 その他防災管理に関する事項。	
5 事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施していること。	
第十六条（実施状況の調査及び評価） 事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。調査及び評価に当たっては、次に掲げる事項を定めること。 一 事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標。 二 保安管理目標の達成度。 三 保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段。 四 是正措置及び予防措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段。 2 当該調査及び評価を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	
第十七条（保安管理システムの監査） 事業所は、監査を効果的に行うために、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。なお、複数の計画を策定することを妨げない。 2 事業所の監査の計画は、その活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて策定されること。また、事業所の監査の手順には、監査の対象範囲及び方法並びに監査の結果を事業所長及び本社に報告することに関する体制及び責任を含めること。 3 事業所は、監査の計画及び手順に従って、監査を一年に一回以上実施すること。 4 監査を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	

第十八条（不適合の調査並びに是正措置及び予防措置） 事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、それが保安に与えている影響を緩和する措置を実施すること。 2 事業所は、前項の不適合を是正し、それが保安に与える影響を予防する措置を実施すること。 3 事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。 4 事業所は、必要に応じて、是正措置及び予防措置に係る規程・基準類の見直しを行い、記録すること。 5 事業所は、不適合の調査並びに是正措置及び予防措置を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	
第十九条（事業所長による見直し） 事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するために、一年に一回以上保安管理システムの評価を行い、評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直すこと。 2 事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持すること。 3 事業所長が評価及び見直しを適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	

三 認定保安検査実施者の行う検査の体制について	
保・イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置 - 一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 - 二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。 - 三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。 保・ロ 認定保安検査組織 - 一 認定保安検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 - 二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 - イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 - 三 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 保・ハ 認定保安検査業務 - 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 - 二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 - 三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 - 四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等に	

において活用できる体制になっていること。	
-----------------------------	--

保・二 認定保安検査の検査管理 完・ハ 認定完成検査の検査管理 一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又	
--	--

は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。 五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になつていること。	
--	--

四 認定完成検査実施者の行う検査の体制について	
---------------------------------------	--

完イ 認定完成検査組織 一 認定完成検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項、工事の安全に関する事項等（以下「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。 五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 六 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 完ロ 認定完成検査業務 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	
--	--

総 評	【総評】 【優れている点】 【更に改善が期待される点】
総合評価※	

※本項目では、保安全管理システムを以下の4つのランクに評価する。

- A評価：要求事項に対する取り組みは、平均的なレベルに比し優良であり、他の事業所の模範となるレベルである。
- B評価：要求事項に対する取り組みは、全体として平均的なレベルである。
- C評価：要求事項に対する取り組みは、要求事項は満足しているが、更なる継続的改善が望まれる事項があるレベルである。
- D評価：要求事項に対する取り組みに、要求事項を満足しない事項がある。

様式第103-6

年 月 日

高圧ガス保安協会 調査証番号

調査委員の個人的コメント

申請事業所名：〇〇株式会社 〇〇事業所（運転中・停止中・完成）（新規・更新・追加）

調査委員コメントは、調査に参加した調査委員の全てのコメントを記載したものです。調査委員会としての正式なコメントではありませんが、貴事業所の保安管理システムの構築等に参考になるものがありましたらご活用ください。	
省令の要求事項	調査委員の個人的コメント
一 本社の体制について イ 保安に係る基本姿勢 一 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	
二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	
ロ 保安管理 一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	
二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、保安管理を担当する役員が選任されていることを要する。	
三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	
四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	
五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	

告示の要求事項	調査委員の個人的コメント
第一章 総則（略）	

第二章 保安管理システムに係る一般要求事項 第四条（一般要求事項） 事業所は、保安管理システムを確立し、その継続的改善を図ること。	
第五条（保安管理方針） 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開できる体制を整備すること。 一 事業所の活動及び規模、製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。 二 次に掲げる事項を誓約するものであること。 イ 保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。 ロ 特定要求事項を遵守すること。 三 事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。 四 全ての就業者に周知され、理解されとともに、適切に実施され、維持向上されること	
第三章 計画 第六条（保安に影響を与える危険源） 事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、維持すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとすること。	
第七条（特定要求事項） 事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、維持すること。	
第八条（保安管理目標） 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。また、当該保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮すること。	
2 保安管理活動を行う部門又は組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持すること。また、当該保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮すること。	
第九条（保安管理計画） 事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定	

を含む保安管理計画を策定し、維持すること。	
第十条 （事業所長の資源配分） 事業所長は、保安管理システムの実施に不可欠な資源を用意し配分すること。	
2 一 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を明確に定め、文書化し、保安管理活動を行う全ての就業者に周知し、かつ、確実に実施すること。	
イ 体制 （１）保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、保安管理部門。以下同じ。）、設備管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」という。）が設置されているとともに、各管理担当組織の長が選任されていること。ただし、一の管理担当組織の長は他の管理担当組織の長を兼任することは認められない。 （２）各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在。 （３）事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任及び権限並びに指揮命令系統	
ロ 役割 （１）事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力すること。	
（２）事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。	
（３）日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在及び作業体制。	
（４）変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順。	

(5) 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。	
ハ 資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 (1) 経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定事業者にあつては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表別表第七の適用を受ける認定事業者が同規則第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 (2) (1) に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者。	
二 保安管理を担当する組織 イ 体制 (1) 保安管理を担当する組織の意見が設備管理及び運転管理に十分に反映する体制。	
(2) 社内外の保安関連情報（最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の情報）を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制。	
(3) 収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制。	
ロ 役割 (1) 保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。	
(2) 保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申できること。	
ハ 資格 保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。	
三 運転管理を担当する組織 イ 体制 運転員の交替及び引継ぎに関する体制。	

□ 役割 運転状態を監視するため、高圧ガス設備を、目視又は検査機器により検査を行うこと及びその方法を定めること。	
ハ 資格 運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。	
四 設備管理を担当する組織 イ 体制 (1) 運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業所にあつては、工事担当部門。）との引継ぎ及び引渡しに関する体制。	
(2) 着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制。	
□ 役割 (1) 設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備を、目視又は検査機器により検査を行うこと及びその方法を定めること。	
(2) 製造施設の新設、増設、変更に当たつての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。	
ハ 資格 設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。	
五 協力会社に関する事項 (1) 作業範囲及び責任の所在に関する事項。 (2) 協力会社の選定に関する事項。 (3) 協力会社従業員の教育訓練等に関する事項。 (4) 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。 (5) 協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。 (6) その他協力会社の管理に関する事項。	

六 機器の寿命管理に関する事項 次に掲げる事項に活用するために、文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果により、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理を行うこと。 (1) 連続運転期間に応じた適切な設備改善に関する事項（特に、改善箇所、改善内容及び改善理由が明確であること。）。 (2) 補修の要否に関する事項。	
七 開放検査体制に関する事項 (1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項 (2) 開放検査方法に関する事項。 (3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項。 (4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項。	
八 検査記録等の活用 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。	
第十一条（教育訓練） 事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施すること。 2 事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底させる手順を確立し、維持すること。 一 保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性。 二 保安に係る情報に関する事項。 三 規程・基準類の遵守の徹底に関する事項。 四 緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項。 五 特定要求事項の遵守に関する事項。 六 その他教育訓練全般について必要な事項。 3 事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用すること。	

第十二条（情報の連絡及び収集） 事業所は、次に掲げる事項に係る手順を確立し、維持すること。 - 一 事業所内の保安全管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡（特に各管理担当組織間の緊密な連絡）。 - 二 関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集。	
第十三条（保安全管理システムに関する文書作成及び管理） 事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、維持すること。 - 一 規程・基準類の体系を記述した情報 - 二 保安全管理システムに関する文書の所在を示す情報 2 事業所は、保安全管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、維持すること。 3 文書は、読みやすく、作成又は見直しが行われた日付が容易に識別できるとともに、適切な順序により所定の期間保管されること。 4 事業所は、次に掲げる事項を確実にするために、文書を管理する手順を確立し、維持すること。 - 一 文書の所在について、保安全管理活動を行う全ての就業者が容易に了知できること。 - 二 文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。 - 三 事業所において保安全管理活動を行う全ての部署で、最新の規定・基準類その他の文書が利用できること。 - 四 効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。 - 五 効力が失われた場合にあっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。	

第十四条（記録） 事業所は、書面又は電磁的方法によって保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、維持すること。この記録には、次に掲げる事項を含めること。 - 一 保安検査その他の検査の記録 - 二 機器ごとの保全記録 - 三 運転記録 - 四 教育訓練の記録 - 五 監査及び見直しの結果 2 保安に関する記録は、読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管され、維持されること。 3 保安に関する記録は、所定の保管期限が定められ、記録されること。 4 保安に関する記録は、保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として、作成され、維持されること。	
第十五条（緊急事態への準備及び対応） 事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、維持すること。 2 事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、必要に応じて見直すこと。 3 事業所は、緊急時対応訓練を定期的実施すること。 4 事業所は、防災管理に関し、次に掲げる事項に関する規程・基準類を整備し、かつ、適切に実施される体制を明確にすること。 - 一 災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項。 - 二 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項。 - 三 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項。 - 四 緊急停止に関する事項。 - 五 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項。 - 六 夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員を含む。）に関する事項。 - 七 保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナー	

ト等保安規則別表第五、別表第六、別表第七又は別表第八の適用を受ける認定事業者に限る。) 八 導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第四、又はコンビナート等保安規則別表第七若しくは第八の適用を受ける認定事業者に限る。）。 九 その他防災管理に関する事項	
5 事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施していること。	
第十六条（実施状況の調査及び評価） 事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。調査及び評価に当たっては、次に掲げる事項を定めること。 - 一 事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標。 - 二 保安管理目標の達成度。 - 三 保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段。 - 四 是正措置及び予防措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段。 2 当該調査及び評価を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	
第十七条（保安管理システムの監査） 事業所は、監査を効果的に行うために、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。なお、複数の計画を策定することを妨げない。 2 事業所の監査の計画は、その活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて策定されること。また、事業所の監査の手順には、監査の対象範囲及び方法並びに監査の結果を事業所長及び本社に報告することに関する体制及び責任を含めること。 3 事業所は、監査の計画及び手順に従って、監査を一年に一回以上実施すること。 4 監査を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	

第十八条（不適合の調査並びに是正措置及び予防措置） 事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、それが保安に与えている影響を緩和する措置を実施すること。 2 事業所は、前項の不適合を是正し、それが保安に与える影響を予防する措置を実施すること。 3 事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。 4 事業所は、必要に応じて、是正措置及び予防措置に係る規程・基準類の見直しを行い、記録すること。 5 事業所は、不適合の調査並びに是正措置及び予防措置を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	
第十九条（事業所長による見直し） 事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するために、一年に一回以上保安管理システムの評価を行い、評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直すこと。 2 事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持すること。 3 事業所長が評価及び見直しを適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	

三 認定保安検査実施者の行う検査の体制について	
保・イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置 - 一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 - 二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。 - 三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。 保・ロ 認定保安検査組織 - 一 認定保安検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 - 二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 - イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 - 三 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 保・ハ 認定保安検査業務 - 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 - 二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 - 三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 - 四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等に	

において活用できる体制になっていること。	
-----------------------------	--

保・二 認定保安検査の検査管理 完・ハ 認定完成検査の検査管理 一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又	
--	--

は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。 五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。	
--	--

四 認定完成検査実施者の行う検査の体制について	
--------------------------------	--

完イ 認定完成検査組織 一 認定完成検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項、工事の安全に関する事項等（以下「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。 五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 六 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 完ロ 認定完成検査業務 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	
--	--

総 評	
問い合わせ先：高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安業務グループ 認定調査チーム	

様式第303-1

一般、液石、 特定の別を記 入する

特定認定完成検査実施事業者調査報告書

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事 殿
市長

高圧ガス保安協会
会長 印

高圧ガス保安法施行令第10条ただし書きに規定する認定に係る特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅠ 3. (3)に定める特定認定調査に基づき高圧ガス保安協会が調査した結果、下記の事業所に対し、同Ⅰ 3. (4)に基づき特定認定保安検査実施事業者調査証を交付したので報告します。

記

名 称（事業所の名称を含む。）	
事 業 所（本 社）所 在 地	
事 業 所 の 所 在 地	
調 査 の 種 類	
認定に係る製造施設又は貯蔵設備	
特定認定完成検査実施事業者調査証交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第303-2

一般、液石、 特定の別を記 入する

特定認定保安検査実施事業者調査報告書

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事 殿
市長

高圧ガス保安協会
会長 印

高圧ガス保安法施行令第10条ただし書きに規定する認定に係る特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅠ 3. (3)に定める特定認定調査に基づき高圧ガス保安協会が調査した結果、下記の事業所に対し、同Ⅰ 3. (4)に基づき特定認定保安検査実施事業者調査証を交付したので報告します。

記

名 称 （事業所の名称を含む。）	
事 業 所 （ 本 社 ） 所 在 地	
事 業 所 の 所 在 地	
調 査 の 種 類	
認 定 に 係 る 特 定 施 設	
特定認定保安検査実施事業者調査 証交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第303-3

一般、液石 、特定の別 を記入する

特定認定完成検査実施事業者に係る 特定認定調査不適合通知書

殿

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記のとおり申請のあった特定認定完成検査実施事業者に係る特定認定調査の結果、下記の理由により不適合になったことを通知します。

記

名 称（事業所の名称を含む。）	
事 業 所（本 社）所 在 地	
事 業 所 の 所 在 地	
調 査 の 種 類	
認定に係る製造施設又は貯蔵設備	
不 適 合 の 理 由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第303-4

一般、液石 、特定の別 を記入する

特定認定保安検査実施事業者に係る 特定認定調査不適合通知書

殿

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記のとおり申請のあった特定認定保安検査実施事業者に係る特定認定調査の結果、下記の理由により不適合になったことを通知します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事業所（本社）所在地	
事業所の所在地	
調査の種類	
認定に係る特定施設	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第303-5

一般、液石 、特定の別 を記入する

特定認定完成検査実施事業者に係る 特定認定調査不適合報告書

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事 殿
市長

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記の事業所から申請のあった特定認定完成検査実施事業者
に係る特定認定調査の結果、下記の理由により不適合になったことを報告します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事業所（本社）所在地	
事業所の所在地	
調査の種類	
認定に係る製造施設又は貯蔵設備	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第303-6

一般、液石 、特定の別 を記入する

特定認定保安検査実施事業者に係る 特定認定調査不適合報告書

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事 殿
市長

高圧ガス保安協会
会長 印

年 月 日付けで下記の事業所から申請のあった特定認定保安検査実施事業者
に係る特定認定調査の結果、下記の理由により不適合になったことを報告します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事業所（本社）所在地	
事業所の所在地	
調査の種類	
認定に係る特定施設	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第303-7

年 月 日

高圧ガス保安協会 調査証番号

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

I 3.(3)に基づく特定認定調査結果及び評価

申請事業所名：〇〇株式会社 〇〇事業所（完成・保安）（新規・更新・追加）

認定の基準	判断の視点		解 釈	特記事項
	項目	詳細事項		
一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度実施していること	1 高度な人材の確保	イ 多様な立場からの関与 (1) 保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること	(1-1) リスクマネジメントの体制が定められ、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること (1-2) リスクランクに応じて、承認者を明確化していること。	
		ロ 有資格者の参加 (1) 適切に自社の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	(1) 必要な知識及び経験を明確に規定した自社の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	
	2 高度なリスクの抽出	イ 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1) 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること	(1) 非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること	

		ロ 新たな危険源の特定のための適切な見直し (1) 危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出の工夫を適切に行っていること	(1) 定常及び非常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること	
		ハ 設備変更に係る成熟した評価の実施 (1) 変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること	(1-1) 設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとにリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること (1-2) リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること	
	3 高度なリスク低減	イ 達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策 (1) 達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること	(1) 許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること	

		(2) 結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること	(2) リスクアセスメント結果を他部署で共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること	
		(3) リスク低減対策について不足した点がないこと	(3) リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること	

認定の基準	判断の視点		解 釈	特記事項
	項目	詳細事項		
二 先進的な技術を適切に活用していること	1 先進的な技術の導入	イ IoT 及びビッグデータ等の先進的な技術の導入 (1) 先進的な技術を積極的に検証又は導入していること	(1-1) 先進的な技術とは、安全な作業や、設備内異常の早期かつ精度の良い検知又は予測を促進する為の技術であって、安全に運転することを支援又は危険源の把握等を容易にするものをいう (1-2) 先進的な技術について、積極的に本社又は事業所が導入するための検証及び検討を実施し、又は導入していること	
		(2) 導入した技術について、その効果を適切に検証し、改善に向けた取組みを実施していること	(2) 導入した技術について、その効果を適切に検証及び評価するための手順や組織等を確立し、その継続的改善を行っていること	
		(3) 主要施設において、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野のそれぞれについて、ビッグデータの収集、ビッグデータの分析及び未来予測並びにヒトに気づきを与え、ミスを防ぐという観点	(3-1) 主要施設とは、爆発等のリスクが高い施設をいう (3-2) ビッグデータの収集とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等において、データの収集に努めていることをいう (3-3) ビッグデータの分析及び未来予測とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等において、収集したビッグデータ等について分析し、異常予知	

		から先進的な技術の検証及び導入を適切に行っており、先進的な技術の検証及び導入計画を適切に定めていること	等を含む保安の向上に活用していることをいう (3-4) ヒトに気付きを与え、ミスを防ぐ観点とは、従業員に気付きを与え、ヒューマンエラーを防ぐ観点のことをいう (3-5) 先進的な技術の検証及び導入に関する計画を適切に策定していること	
		(4) 6 ヶ月程度以上の検証	(5) 導入を予定又は導入した先進的な技術について、一定の期間（6 ヶ月程度以上）検証をし、効果について適切に評価していること	

認定の基準	判断の視点		解釈	特記事項
	項目	詳細事項		
三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること	1 高度な緊急時対応訓練	イ より実践的な訓練 (1) 消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること	(1) 緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること	
		(2) 防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これらに基づいた適切な訓練を実施していること	(2-1) 事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、これらに基づいた適切な訓練を実施していること (2-2) 実施結果について評価し、継続的改善を行っていること	
	2 高度なリスクアセスメント教育	イ リスクアセスメントの事例紹介と実践 (1) リスクアセスメント教育を適切に実施していること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(1-1) リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を作成し、それに基づき適切に実施していること (1-2) 実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	

	3 高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ 問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築 (1) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること (2) 問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること	(1) (2) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画を作成し、適切に実施していること	
		(3) 若手エンジニアを適切に育成していること	(3) 入社 10 年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること	
		(4) 技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること	(4) 熟練従業員の教育訓練における役割（技術伝承を含む。）及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること	

		ロ 個人ごとの教育計画による技術伝承 (1) 個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること	(1-1) 事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること (1-2) 実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること	
	4 高度な体感教育	イ 実習プラント教育又は危険体感等の実施 (1) 実習プラント又は危険体感等を適切に実施していること	(1) 事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。	

認定の基準	評価の視点		解釈	特記事項
	項目	詳細事項		
四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること	1 第三者の専門的な知見の活用	イ 特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関による保安力評価及びその結果の公表 (1) 特定非営利活動法人安全工学会等の第三者機関の評価を受け、助言内容を踏まえて、適切に改善策を実施し、対応状況等の結果を公表していること (2) リスクアセスメントに関しても評価を受けていること	(1) (2) 安全管理及びリスクアセスメントの知見を有する特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関により、事業所の保安管理システム（リスクアセスメントを含む）の運用及び実施状況について評価を受け、その助言内容及び評価を踏まえ、適切に継続的改善が行われていること (1) (2) 対応状況等及び保安管理システムの概況について、ホームページ又はCSRレポート等を利用して公表していること	
		ロ 教育機会の提供又は良好事例の展開 (1) 教育の機会の提供又は先進的な技術等について良好事例として他事業所に展開するなどの、自らが模範となる取組	(1) 教育の機会の提供又は先進的な技術等に関する取組について良好事例として自社内の他事業所へ展開するとともに、ホームページ又は外部での講演会等で積極的に情報発信していること	

認定の基準	評価の視点		解釈	特記事項
	項目	詳細事項		
五 連続運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ① KHK/PAJ/JPCA S0851 (2022) に規定する FFS 組織又はこれと同等な組織を設置すること ② 設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者が一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者がいること (2) 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して ① 運転期間に応じて適切に予備機を配置していること ② 機械保全技能士、JPI 設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有	(i) ~ (iv) 次に掲げる体制を満たすこと。 (i) 自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること	
			(ii) (i) の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること	
			(iii) 承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に応じて、それぞれに規定する資格を有する者であること ① 容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること ② 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれらと	

		する者がいること (3) 電気計装の保安体制に関して 電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること (4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して ① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること ② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること	同等の資格を有する者であること ③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること ④ 安全装置又はインターロックなど保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること	
--	--	--	--	--

			(iv) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期を適切に設定するため KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定される FFS 組織又はこれと同等な組織を設置し、適切に実施していること (v) (i) 及び (iv) の組織は、既存の組織を活用することができるものとする (vi) (i) 及び (iv) の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする (vii) (i) 及び (iv) の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする (viii) (i) 及び (ii) の組織及び手順等について、適切に文書化していること (ix) 保安検査及び検査管理の実施は、液石則別表第 5、一般則別表第 5、又はコンビ則別表第 7 若しくは別表第 8 に規定する認定保安検査実施者の認定の基準どおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること	
--	--	--	---	--

	2 長期開放検査周期設定の評価体制（対象損傷がKHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)で規定する減肉であって、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	イ KHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)に加え、次の(1)から(6)までを実施できる体制の整備 (1) 供用中の腐食環境の変化を常時又は定期的に監視すること	(1) 腐食環境ごとに監視項目（温度、流体成分濃度、pH等）、監視方法（温度計、ガスクロ分析等）、監視頻度等を定め、常時又は定期的に設備の腐食環境を監視すること	
		(2) 損傷の分類、検査点の選定を適切に行うために必要な長期的な運転実績及び開放検査実績を有していること		
		(3) 検査の計画、実施、評価、判定及び判定後の措置等（以下「供用適性評価」という。）に係る業務を自社内で確実に行うための体制を構築すること	(3) KHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)の「7. 基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること	

		(4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等はその監査結果を報告すること	(4) 液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に1回以上監査を行い、液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する保安対策本部等はその監査結果を報告すること	
		(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ① 対象設備の選定の条件・手順に関すること ② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること ③ 腐食環境の変化の監視に関すること ④ 腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること ⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること ⑥ その他必要な基準類	

総 評	【総評】 【優れている点】 【更に改善が期待される点】
総合評価※	

様式第303-8

年 月 日

高圧ガス保安協会 調査証番号

調査委員の個人的コメント

申請事業所名：〇〇株式会社 〇〇事業所（完成・保安）（新規・更新・追加）

調査委員コメントは、調査に参加した調査委員の全てのコメントを記載したものです。調査委員会としての正式なコメントではありませんが、貴事業所の保安管理システムの構築等に参考になるものがありましたらご活用ください。

認定の基準	判断の視点		解釈	調査委員の個人的コメント
	項目	詳細事項		
一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること	1 高度な人材の確保	イ 多様な立場からの関与 (1) 保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること	(1-1) リスクマネジメントの体制が定められ、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること (1-2) リスクランクに応じて、承認者を明確化していること。	
		ロ 有資格者の参加 (1) 適切に自社内の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	(1) 必要な知識及び経験を明確に規定した自社内の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施している	
	2 高度なリスクの抽出	イ 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1) 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること	(1) 非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること	

		ロ 新たな危険源の特定のための適切な見直し (1) 危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出の工夫を適切にしていること	(1) 定常及び非常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること	
		ハ 設備変更に係る成熟した評価の実施 (1) 変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること	(1-1) 設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとにリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること (1-2) リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること	
	3 高度なリスク低減	イ 達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策 (1) 達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること	(1) 許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること	

		(2) 結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること	(2) リスクアセスメント結果を他部署で共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること	
		(3) リスク低減対策について不足した点がないこと	(3) リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること	

認定の基準	判断の視点		解 釈	調査委員の個人的コメント
	項目	詳細事項		
二 先進的な技術を適切に活用していること	1 先進的な技術の導入	イ IoT 及びビッグデータ等の先進的な技術の導入 (3) 先進的な技術を積極的に検証又は導入していること	(1-1) 先進的な技術とは、安全な操業や、設備内異常の早期かつ精度の良い検知又は予測を促進する為の技術であって、安全に運転することを支援又は危険源の把握等を容易にするものをいう (1-2) 先進的な技術について、積極的に本社又は事業所が導入するための検証及び検討を実施し、又は導入していること	
		(4) 導入した技術について、その効果を適切に検証し、改善に向けた取組みを実施していること	(2) 導入した技術について、その効果を適切に検証及び評価するための手順や組織等を確立し、その継続的改善を行っていること	
		(3) 主要施設において、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野のそれぞれについて、ビッグデータの収集、ビッグデータの分析及び未来予測並びにヒトに気づきを与え、ミス	(3-1) 主要施設とは、爆発等のリスクが高い施設をいう (3-2) ビッグデータの収集とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等において、データの収集に努めていることをいう (3-3) ビッグデータの分析及び未来予測とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等におい	

		を防ぐという観点から先進的な技術の検証及び導入を適切に行っており、先進的な技術の検証及び導入計画を適切に定めていること	て、収集したビッグデータ等について分析し、異常予知等を含む保安の向上に活用していることをいう (3-4) ヒトに気付きを与え、ミスを防ぐ観点とは、従業員に気付きを与え、ヒューマンエラーを防ぐ観点のことをいう (3-5) 先進的な技術の検証及び導入に関する計画を適切に策定していること	
		(6) 6 ヶ月程度以上の検証	(7) 導入を予定又は導入した先進的な技術について、一定の期間（6 ヶ月程度以上）検証をし、効果について適切に評価していること	

認定の基準	判断の視点		解釈	調査委員の個人的コメント
	項目	詳細事項		
三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること	1 高度な緊急時対応訓練	イ より実践的な訓練 (1) 消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること	(1) 緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること	
		(2) 防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これらに基づいた適切な訓練を実施していること	(2-1) 事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、これらに基づいた適切な訓練を実施していること (2-2) 実施結果について評価し、継続的改善を行っていること	
	2 高度なリスクアセスメント教育	イ リスクアセスメントの事例紹介と実践 (1) リスクアセスメント教育を適切に実施していること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(1-1) リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を制定し、それに基づき適切に実施していること (1-2) 実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	

3 高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ 問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築 (1) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること (2) 問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること	(1) (2) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画を作成し、適切に実施していること	
	(3) 若手エンジニアを適切に育成していること	(3) 入社 10 年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること	
	(4) 技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること	(4) 熟練従業員の教育訓練における役割（技術伝承を含む。）及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること	

		ロ 個人ごとの教育計画による技術伝承 (1) 個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること	(1-1) 事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること (1-2) 実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること	
	4 高度な体感教育	イ 実習プラント教育又は危険体感等の実施 (1) 実習プラント又は危険体感等を適切に実施していること	(1) 事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。	

認定の基準	評価の視点		解釈	調査委員の個人的コメント
	項目	詳細事項		
四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること	1 第三者の専門的な知見の活用	イ 特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関による保安力評価及びその結果の公表 (3) 特定非営利活動法人安全工学会等の第三者機関の評価を受け、助言内容を踏まえて、適切に改善策を実施し、対応状況等の結果を公表していること (4) リスクアセスメントに関しても評価を受けていること	(1) (2) 安全管理及びリスクアセスメントの知見を有する特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関により、事業所の保安管理システム（リスクアセスメントを含む）の運用及び実施状況について評価を受け、その助言内容及び評価を踏まえ、適切に継続的改善が行われていること (1) (2) 対応状況等及び保安管理システムの概況について、ホームページ又はCSRレポート等を利用して公表していること	
		ロ 教育機会の提供又は良好事例の展開 (1) 教育の機会の提供又は先進的な技術等について良好事例として他事業所に展開するなどの、自らが模範となる取組	(1) 教育の機会の提供又は先進的な技術等に関する取組について良好事例として自社内の他事業所へ展開するとともに、ホームページ又は外部での講演会等で積極的に情報発信していること	

認定の基準	評価の視点		解釈	特記事項
	項目	詳細事項		
五 連続運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ① KHK/PAJ/JPCA S0851 (2022) に規定する FFS 組織又はこれと同等な組織を設置すること ② 設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者が一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有していること (2) 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して ① 運転期間に応じて適切に予備機を配置していること ② 機械保全技能士、JPI 設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有	(i) ~ (iv) 次に掲げる体制を満たすこと。 (i) 自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること	
			(ii) (i) の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること	
			(iii) 承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に応じて、それぞれに規定する資格を有する者であること ① 容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること ② 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれらと同等の資格を有	

		する者がいること (3) 電気計装の保安体制に関して 電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること (4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して ① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること ② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること	する者であること ③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること ④ 安全装置又はインターロックなど保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること	
--	--	--	---	--

			(iv) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期を適切に設定するため KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定される FFS 組織又はこれと同等な組織を設置し、適切に実施していること (v) (i) 及び (iv) の組織は、既存の組織を活用することができるものとする (vi) (i) 及び (iv) の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする (vii) (i) 及び (iv) の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする (viii) (i) 及び (ii) の組織及び手順等について、適切に文書化していること (ix) 保安検査及び検査管理の実施は、液石則別表第 5、一般則別表第 5、又はコンビ則別表第 7 若しくは別表第 8 に規定する認定保安検査実施者の認定の基準どおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること	
--	--	--	---	--

	2 長期開放検査周期設定の評価体制（対象損傷がKHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)で規定する減肉であって、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	イ KHK/PAJ/JPCAS 0851 (2022)に加え、次の(1)から(6)までを実施できる体制の整備 (1) 供用中の腐食環境の変化を常時又は定期的に監視すること	(1) 腐食環境ごとに監視項目（温度、流体成分濃度、pH等）、監視方法（温度計、ガスクロ分析等）、監視頻度等を定め、常時又は定期的に設備の腐食環境を監視すること	
		(2) 損傷の分類、検査点の選定を適切に行うために必要な長期的な運転実績及び開放検査実績を有していること		
		(3) 検査の計画、実施、評価、判定及び判定後の措置等（以下「供用適性評価」という。）に係る業務を自社内で確実に行うための体制を構築すること	(3) KHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)の「7. 基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること	

		(4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等はその監査結果を報告すること	(4) 液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に1回以上監査を行い、液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する保安対策本部等はその監査結果を報告すること	
		(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ① 対象設備の選定の条件・手順に関すること ② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること ③ 腐食環境の変化の監視に関すること ④ 腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること ⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること ⑥ その他必要な基準類	

総 評	
問い合わせ先：高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安業務グループ 認定調査チーム	

【参考 1】

平成 17 年 3 月

認定（完成・保安）検査実施者の認定に
おける他法の認定制度等の活用について

高圧ガス保安協会

高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法（以下「法」という。）第 20 条第 3 項第 2 号及び法第 35 条第 1 項第 2 号に基づく通商産業大臣認定（以下「完成・保安検査認定」という。）に関する法第 39 条の 7 第 1 項及び第 3 項に基づいた調査（以下「調査」という。）を実施してきているところです。

先般、規制緩和推進 3 か年計画（改訂）（平成 11 年 3 月 30 日閣議決定）を受けて設置された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討が行われ、その結果が取りまとめられたところです。

この検討結果を踏まえ、経済産業省のご了承を得て、今後協会で実施する調査におきましては、労働安全衛生法に係る「ボイラー及び第一種圧力容器の運転時検査に関する認定調査」及び消防法に係る「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用制度」の審査結果並びに ISO 等他の制度に基づく認証結果を活用することとし、その具体的な取り扱いについて下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

記

1. 労働安全衛生法に係る「ボイラー及び第一種圧力容器の運転時検査に関する認定調査」及び消防法に係る「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用制度」関係

認定保安検査実施者の認定を受けようとする場合にあっては、一般則別表第 5、液石則別表第 5 並びにコンビ則別表第 7 及び別表第 8 に示す認定基準（以下「保安検査認定基準」という。）のうち次の項目について、認定完成検査実施者の認定を受けようとする場合にあっては一般則別表第 4、液石則別表第 4 並びにコンビ則別表第 5 及び別表第 6 に示す認定基準（以下「完成検査認定基準」という。）のうち次の項目について現地調査時の説明・調査を省略することができることとします。

（1）「ボイラー及び第一種圧力容器の運転時検査に関する認定調査」による認定を受けている場合

①「一 本社の体制について」中（保安検査認定基準、完成検査認定基準共通）

- ・「ロ 保安管理」の第 2 号。ただし、一社一事業所の場合における本社の保安管理部門の設置の項目について及び保安検査認定基準における役員の選任については、

説明を要します。

- ②「二 事業所の体制について（認定告示）」中（保安検査認定基準、完成検査認定基準共通）
 - ・「第二章 保安管理システムに係る一般要求事項 第五条（保安管理方針）」。ただし、理念、基本方針等の諸施策の内容については説明を要します。
 - ・「第四章 実施及び運用 第十条（体制及び役割等）」の第2項1号事業所全般に関する事項、イ体制の（1）。ただし、保安検査認定基準における運転管理部門及び設備管理部門の独立設置については説明を要します。
 - ・「第四章 実施及び運用 第十条（体制及び役割等）」の第2項5号協力会社に関する事項の（1）。
- ③「三 認定保安検査の体制について」中（保安検査認定基準のみ）
 - ・「ハ 認定保安検査業務」の第3号。

（2）「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用制度」による認定を受けている場合

- ①「一 本社の体制について」中（保安検査認定基準、完成検査認定基準共通）
 - ・「イ 保安に係る基本姿勢」。
 - ・「ロ 保安管理」の第1号及び2号。ただし、保安検査認定基準における保安対策本部等の設置及び役付役員の選任の項目については説明を要します。
- ②「二 事業所の体制について」中（保安検査認定基準、完成検査認定基準共通）
 - ・「第二章 保安管理システムに係る一般要求事項 第五条（保安管理方針）」。
 - ・「第四章 実施及び運用 第十条（体制及び役割等）」の第2項1号事業所全般に関する事項、イ体制の（2）。ただし、運転管理部門についての業務範囲及び責任の所在に関する項目並びに設備管理部門及び運転管理部門の規程、基準類に関する項目については説明を要します。
 - ・「第四章 実施及び運用 第十条（体制及び役割等）」の第2項4号設備管理を担当する組織に関する事項、イ体制の（1）及び（2）。ただし、運転管理部門と工事担当部門との引継ぎ及び引渡しの方法に関する事項については説明を要します。
 - ・「第四章 実施及び運用 第十条（体制及び役割等）」の第2項5号協力会社に関する事項の（1）。
 - ・「第四章 実施及び運用 第十五条（緊急事態への準備及び対応）」の第4項1号、2号、5号及び6号。

（3）留意事項

- ① 現地調査の説明を省略する場合であっても、認定基準で求められている必要最小限の事項は申請書に記載して下さい。
- ② 現地調査の説明の省略する場合には、当該調査項目の内容が他の制度による認定を受けた後に変更されていないことが前提となりますので、このことを確認するために、また、調査項目のどの部分を省略するかを明確にするために事前に打ち合わせさせていただきます。

- ③ 他の制度による認定を取り消された場合及び当該調査項目の内容が変更された場合には、速やかに高圧ガス保安協会までご連絡下さい。

2. ISO認証等他の制度の認証関係

(1) 活用が可能な他の制度及び活用の方法

次に掲げる要件を満足する認証制度については、文書及び記録の適正な管理について一定の担保がなされていると考えられますので、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定の調査において活用し、該当する文書及び記録の管理の適否の確認については省略できるとものとします。

- ① 当該制度の中で、管理の対象として特定した文書については、手順を定め、それに従い作成、承認、配布、廃棄等の管理を行っており、また、管理の対象として特定した記録については、手順を定め、それに従い収集、利用、ファイリング、保管、廃棄等の管理をすることを要求していること。
- ② 当該制度の中で、認証制度を持ち、第三者による定期的な審査等によりシステムの適正な運用を客観的に担保していること。また、この第三者による認証が制度として普及・定着しており、信頼できるものであること。

なお、現時点においては、ISO9000シリーズの品質システム及びISO14000シリーズの環境マネジメントシステムがこれらに該当すると考え運用いたします。

(2) 留意事項

- ① 対象となる文書及び記録は、申請事業所において活用しようとする他の認証制度に基づく管理対象として特定されていることが前提となりますので、特定された文書及び記録が、調査項目のどの部分に該当するかを明確にするために事前に打ち合わせさせていただきます。
- ② 文書及び記録の管理の状況については、他の認証制度の確認結果を活用できますが、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定制度の視点から文書及び記録の内容について点検したものではありませんので、内容の確認を行う場合もあります。また、調査項目によっては過去の状況の把握のため、記録の内容の点検を行う場合もあります。
- ③ 活用した他の認証制度において認証が取り消された場合には、速やかに高圧ガス保安協会までご連絡下さい。

以 上

【参考2】

認定(完成・保安)検査実施者に係る
調査申請書類の作成について

高圧ガス保安協会

認定(完成・保安)検査実施者に係る調査申請書類の作成について、下記のように参考資料を作成致しましたので、調査申請書類作成時に参照をお願い申し上げます。

1. 認定基準について

認定取得の要件については、保安検査にあつては一般則別表第5、液石則別表第5並びにコンビ則別表第7及び別表第8に示す認定基準を、完成検査にあつては一般則別表第4、液石則別表第4並びにコンビ則別表第5及び別表第6に示す認定基準を、事業所の体制については、「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示」を参照して下さい。

2. 調査申請書類の記載内容について

調査申請書類の記載内容については、原則として、認定基準を満足することを示した説明文書を申請書類の中に記載して下さい。詳細内容につきましては、下記の認定基準に対応する申請書類記載内容を示した表1～表4を作成致しましたのでこちらを参照して下さい。

表内の記載内容の説明については、特に説明が必要なものを明記しております。その他の記載内容については、認定基準の要件を満足することを示した説明文書を記載して下さい。また、認定制度に係る(Ⅰ)通達、(Ⅱ)認定通達及び(Ⅲ)Q&A(以下、「関係通達等」という。)についても、認定基準の欄に記載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

なお、完成検査認定基準の項目の内、保安検査認定基準と同内容のものにつきましては、保安検査認定基準に対応する記載内容を準用するものとします。

(Ⅰ)通達:「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について」

(20170718 保局第1号 平成29年7月25日付)

(Ⅱ)認定通達:「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について」

(20180323 保局第5号 平成30年3月30日)

(Ⅲ)Q&A:「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示に関する質疑応答集」(平成17年4月)

最新改正情報は経済産業省HP等でご確認ください。

以上

表1: 本社の体制について(省令関係)

認定基準	申請書類記載内容
イ 保安に係る基本姿勢 一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	イ 一 要件を満足することを示した説明文書
二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	二 要件を満足することを示した説明文書
ロ 保安管理 一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 関係通達等 (Ⅲ)Q27	ロ 一 要件を満足することを示した説明文書
二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、保安管理を担当する役員が選任されていることを要する。	二 要件を満足することを示した説明文書
三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確	三 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
に定められ、かつ、文書化されていること。	
四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	四 • 本社が事業所の保安管理状況及び検査管理の実施状況について年に一回以上監査を実施していることを示した説明文書及び監査実績又は監査記録の具体例
五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	五 • 法令違反に対する報告の窓口が独立した組織として設置されていること及び運営状況について示した説明文書

表2:事業所の体制について(認定告示関係)

認定基準	申請書類記載内容
第一章 総則 (目的) 第一条 本基準は、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者(以下「認定事業者」という。)に係る認定の基準のうち、認定を受ける事業所(以下「事業所」という。)の保安管理に係る体制に関する要求事項を規定する。認定事業者は、事業所の保安の水準を維持向上するために、本基準に従って、保安管理システムを確立し、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行わなければならない。	
(適用範囲) 第二条 本基準は、認定事業者が事業所において実施する保安管理活動に適用する。 関係通達等 (Ⅲ)Q1 (Ⅲ)Q2	
(定義) 第三条 本基準において使用する用語は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	

認定基準	申請書類記載内容
一 保安管理システム 事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するために、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み。事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源(人材、予算、物資及び専門的技術を含む。)を含む。	
二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性。	
三 危険源の特定 危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置。	
四 特定要求事項 高圧ガス保安法及びこれに基づく命令並びに事業所が自ら特定する要求事項。 関係通達等 (Ⅲ)Q4	
五 保安管理方針 事業所の保安の確保に関する方針。	
六 保安管理目標 保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定量的に自ら設定する目標。	
七 保安管理計画 保安管理目標を達成するための計画。	
八 変更管理 製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合、その変更によって保安に影響を与える危険源を特定し、これに対して必要な一連の措置を講じること。	

認定基準	申請書類記載内容
九 不適合 保安管理システムに係る要求事項又は規程・基準類に適合しない状態。	
十 監査 事業所の活動が保安管理システムに適合しているかどうか、及び保安管理システムが事業所の保安の水準を維持向上するのに適したものであり、効果的に実施されているかどうかを、当該活動の結果を踏まえて判断するための総合的な検証。	
十一 継続的改善 本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置。	
第二章 保安管理システムに係る一般要求事項 (一般要求事項) 第四条 事業所は、保安管理システムを確立し、その継続的改善を図ること。 関係通達等 (Ⅲ)Q5	第四条 保安管理システムを確立し、継続的に改善していることを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
(保安管理方針) 第五条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開できる体制を整備すること。 一 事業所の活動及び規模、製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。 二 次に掲げる事項を誓約すること。 イ 保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。 ロ 特定要求事項を遵守すること。 三 事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。 四 全ての就業者に周知され、理解されるとともに、適切に実施され、維持向上されること。	第五条 - 具体的な保安管理方針及び保安管理方針を公開する方法を示した説明文書 第一号及び第二号 - 保安管理方針が要求を満足していることを示した説明文書 第三号 - 保安管理目標の設定(具体例)及び見直しの手順が方針に含まれることを示した説明文書 第四号 - 就業者への周知の方法、理解度の評価、維持向上の手段等を示した説明文書
第三章 計画 (保安に影響を与える危険源) 第六条 事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、維持すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとすること。 関係通達等 (Ⅱ)9. その他(2)その他 (Ⅲ)Q3 (Ⅲ)Q9 (Ⅲ)Q10	第六条 第1項 - 要件を満足することを示した説明文書 第2項 (事業所としての)危険源に関する情報が最新のものとなっていることを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
(特定要求事項) 第七条 事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、維持すること。 関係通達等 (Ⅲ)Q11	第七条 特定要求事項をわかりやすく説明するための文書を作成し、整理、保存されていることを示した説明文書
(保安管理目標) 第八条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。また、当該保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮すること。	第八条 第1項 要件を満足することを示した説明文書
2 保安管理活動を行う部門又は組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持すること。また、当該保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮すること。	第2項 第1項の保安管理目標に対し、各部門でブレークダウンした保安管理目標の具体的内容及びその説明文書
(保安管理計画) 第九条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安管理計画を策定し、維持すること。	第九条 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
第四章 実施及び運用 (体制及び、役割等) 第十条 事業所長は、保安全管理システムの実施に不可欠な資源を用意し配分すること。 関係通達等 (Ⅲ)Q12	第十条 第1項 資源の用意及び配分に対する方針(考え方)を示した説明文書
2 事業所は、保安全管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を明確に定め、文書化し、保安全管理活動を行う全ての就業者に周知し、かつ、確実に実施すること。 関係通達等 (Ⅲ)Q13 一 事業所全般に関する事項。 イ 体制 (1) 保安全管理を担当する組織(コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、保安全管理部門。以下同じ。)、設備管理を担当する組織(コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、設備管理部門。以下同じ。)及び運転管理を担当する組織(コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者にあつては、運転管理部門。以下同じ。)(以下これらを「管理担当組織」という。)が設置されているとともに、各管理担当組織の長が選任されていること。ただし、一の管理担当組織の長は他の管理担当組織の長を兼任することは認められない。	第2項 - 要件を満足することを示した説明文書 イ (1) - 要件を満足することを示した説明文書
(2)各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在。	(2) 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
(3) 事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任及び権限並びに指揮命令系統。	(3) 要件を満足することを示した説明文書
☐ 役割 (1) 事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力すること。	☐ (1) 要件を満足することを示した説明文書
(2) 事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。	(2) 要件を満足することを示した説明文書（事故等の発生状況（高圧ガス事故、石炭法上の異常現象、労安法上の労働災害）を含む。
(3) 日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在及び作業体制。 関係通達等 (Ⅲ)Q14	(3) 要件を満足することを示した説明文書
(4) 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順。	(4) 変更管理の方法及び変更管理の具体例を示した説明文書
(5) 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。	(5) 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
ハ 資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 (1) 経験十年以上(本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定事業者にあつては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表別表第七の適用を受ける認定事業者が同規則第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者。 関係通達等 (Ⅲ)Q15	ハ (1) 管理担当組織の長が(1)又は(2)の要件を満たしていることを示した説明文書
二 保安管理を担当する組織に関する事項。 イ 体制 (1) 保安管理を担当する組織の意見が設備管理及び運転管理に十分に反映する体制。	第二号 イ (1) 要件を満足することを示した説明文書
(2) 社内外の保安関連情報(最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の情報)を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制。	(2) 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
(3) 収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制。	(3) ・ 要件を満足することを示した説明文書
□ 役割 (1) 保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。	□ (1) ・ 要件を満足することを示した説明文書
(2) 保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申できること。	(2) ・ 要件を満足することを示した説明文書
ハ 資格 保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。 関係通達等 (Ⅲ)Q16	ハ ・ 要件を満足することを示した説明文書
三 運転管理を担当する組織に関する事項。 イ 体制 運転員の交替及び引継ぎに関する体制。	第三号 ・ イ 要件を満足することを示した説明文書
□ 役割 運転状態を監視するため、高圧ガス設備を、目視又は検査機器により検査を行うこと及びその方法を定めること。 関係通達等 (Ⅲ)Q17	□ ・ 要件を満足することを示した説明文書
ハ 資格 運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。 関係通達等 (Ⅱ)9. その他(2)その他①	ハ ・ 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
四 設備管理を担当する組織に関する事項。 イ 体制 (1) 運転管理を担当する組織と工事を担当する組織(コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業所にあつては、工事担当部門。)との引継ぎ及び引渡しに関する体制。	第四号 イ (1) 要件を満足することを示した説明文書
(2) 着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制。	(2) 要件を満足することを示した説明文書
ロ 役割 (1) 設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備を、目視又は検査機器により検査を行うこと及びその方法を定めること。 関係通達等 (Ⅲ)Q18	ロ (1) 要件を満足することを示した説明文書
(2) 製造施設の新設、増設、変更に当たつての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。	(2) 要件を満足することを示した説明文書
ハ 資格 設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること(コンビナート等保安規則別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。) 関係通達等 (Ⅲ)Q19	ハ 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
五 協力会社に関する事項。 (1) 作業範囲及び責任の所在に関する事項。 (2) 協力会社の選定に関する事項。 (3) 協力会社従業員の教育訓練等に関する事項。 (4) 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。）。 (5) 協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。 (6) その他協力会社の管理に関する事項。	第五号 (1)～(4)、(6) - 要件を満足することを示した説明文書 (5) - 協力会社に対し、協力会社に関連する部分の保安管理システムに関する手順及び要求事項を教育していることを示した説明文書
六 機器の寿命管理に関する事項 次に掲げる事項に活用するために、文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果により、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理を行うこと。 (1) 連続運転期間に応じた適切な設備改善に関する事項（特に、改善箇所、改善内容及び改善理由が明確であること。）。 (2) 補修の要否に関する事項。	第六号 - 寿命管理についての基本的考え方を示した説明文書 (1) - 具体的な改善箇所、理由、過去の改善実績（効果等を含む。）を示した説明文書 (2) - 補修要否についての考え方（判定基準等を含む。）を示す説明文書

認定基準	申請書類記載内容
七 開放検査体制に関する事項 (1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項。 (2) 開放検査方法に関する事項。 (3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項。 (4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項。 関係通達等 (Ⅱ)5.(2)	第七号 (1) - 開放検査の周期又は時期の設定方法の詳細について示した説明文書 (2) - 開放検査に関する具体的な検査方法を示した説明文書 (3) - 各機器の取替時期等についての考え方(取替基準等を含む。)を示した説明文書 (4) - その他開放検査実施に当たって配慮している事項について示した説明文書
八 検査記録等の活用に関する事項 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。	第八号 解析の実施体制及び活用例を示した説明文書
(教育訓練) 第十一条 事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施すること。	第十一条 要件を満足することを示した説明文書
2 事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底させる手順を確立し、維持すること。 一 保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性。 二 保安に係る情報に関する事項。 三 規程・基準類の遵守の徹底に関する事項。 四 緊急時対応訓練その他の防災訓	第2項 - 第一～六号の要件を満足することを示した説明文書 第一号 - 保安管理方針及びその他の保安管理システムについて教育を行っていることを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
練に関する事項。 五 特定要求事項の遵守に関する事項。 六 その他教育訓練全般について必要な事項。 関係通達等 (Ⅱ)9. その他(2)その他③	第五号 特定要求事項の遵守に関する教育を実施していることを示した説明文書
3 事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用すること。	第3項 要件を満足することを示した説明文書
(情報の連絡及び収集) 第十二条 事業所は、次に掲げる事項に係る手順を確立し、維持すること。 一 事業所内の保安管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡(特に各管理担当組織間の緊密な連絡)。	第十二条 第一号 要件を満足することを示した説明文書
二 関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集。	第二号 地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集(クレーム対応を含む。)状況を示した説明文書
(保安管理システムに関する文書の作成及び管理) 第十三条 事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、維持すること。 一 規程・基準類の体系を記述した情報 二 保安管理システムに関する文書の所在を示す情報	第十三条 第1項 第一号及び第二号 体系図(又は規程類台帳等)

認定基準	申請書類記載内容
2 事業所は、保安全管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、維持すること。	第2項 保安全管理システムに関する文書の作成、評価、見直し手順を示した説明文書
3 文書は、読みやすく、作成又は見直しが行われた日付が容易に識別できるとともに、適切な順序により所定の期間保管されること。	第3項 文書作成及び保存方法、文書の改訂履歴の管理方法を示した説明文書及び文書の保管期限の具体例
4 事業所は、次に掲げる事項を確実にするために、文書を管理する手順を確立し、維持すること。	第4項 第一号～第五号に掲げる事項を確実に実施するための文書管理方法について示した説明文書
一 文書の所在について、保安全管理活動を行う全ての就業者が容易に了解できること。	第一号 保安全管理活動を行う全ての就業者が、関連する文書の所在(例えば協力会社であれば、協力会社に関連する文書の所在)について容易に解る体制となっていることを示した説明文書
二 文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。	第二号 定期的に見直された文書が適切な責任者によって、承認されていることを示した説明文書
三 事業所において保安全管理活動を行う全ての部署で、最新の規定・基準類その他の文書が利用できること。	第三号 規程・基準類、その他文書の最新版管理状況を示した説明文書
四 効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。 五 効力が失われた場合にあっては、保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。	第四及び第五号 失効文書の廃棄方法及び旧版文書の管理方法を示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
(記録) 第十四条 事業所は、書面又は電磁的方法によって保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、維持すること。この記録には、次に掲げる事項を含めること。 一 保安検査その他の検査の記録 二 機器ごとの保全記録 三 運転記録 四 教育・訓練の記録 五 監査及び見直しの結果 関係通達等 (Ⅲ)Q20	第十四条 第1項 第一～五号に掲げる記録の管理方法を示した説明文書
2 保安に関する記録は、読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管され、維持されること。 3 保安に関する記録は、所定の保管期限が定められ、記録されること。 4 保安に関する記録は、保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として、作成され、維持されること。	第2項～第4項 具体的な記録管理状況及び保存期間等を示した説明文書
(緊急事態への準備及び対応) 第十五条 事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、維持すること。 2 事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、必要に応じて見直すこと。 3 事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施すること。	第十五条 第1項及び第2項 - 緊急事態が発生した場合の体制の評価、見直し手順の概略を示した説明文書及び評価、見直しを実施した場合の具体例 第3項 - 訓練計画、実施実績等を示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
4 事業所は、防災管理に関し、次に掲げる事項に関する規程・基準類を整備し、かつ、適切に実施される体制を明確にすること。 一 災害対策本部(コンビナート等保安規則別表第五又は別表第七の適用を受ける認定事業者に限る。)及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項。 二 防災体制が確立されるまでの応急措置(夜間、休日等における対応を含む。)に関する事項。 三 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項。 四 緊急停止に関する事項。 五 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項。 六 夜間、休日等の緊急呼出し体制(協力会社の従業員を含む。)に関する事項。 七 保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項(コンビナート等保安規則別表第五、別表第六、別表第七又は別表第八の適用を受ける認定事業者に限る。) 八 導管に係る災害の防止に関する事項(液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第四、又はコンビナート等保安規則別表第七若しくは第八の適用を受ける認定事業者に限る。) 九 その他防災管理に関する事項	第4項 防災管理に対して第一号～第九号に関する説明文書

認定基準	申請書類記載内容
5 事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施していること。 関係通達等 (Ⅲ)Q21 (Ⅱ)9. その他(2)その他④	第5項 耐震対策に関する説明文書

認定基準	申請書類記載内容
第五章 評価及び監査 (実施状況の調査及び評価) 第十六条 事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を定期的に調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。調査及び評価に当たっては、次に掲げる事項を定めること。 一 事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標。 二 保安管理目標の達成度。 三 保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段。 四 是正措置及び予防措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段。 関係通達等 (Ⅲ)Q22	第一六条 第1項 - 調査・評価の手順を示した説明文書及び規程類の名称 第一号及び第二号 - 評価指標の具体例及び保安管理目標の達成度の調査及び評価について示した説明文書 第三号 - 規程・基準類及び特定要求事項を遵守していることを確認するための方法を示した説明文書 第四号 - 是正措置及び予防措置の必要性とその妥当性を判断した根拠を記録する方法を示した説明文書
2 当該調査及び評価を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	第2項 評価及び調査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
(保安管理システムの監査) 第十七条 事業所は、監査を効果的に行うために、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。なお、複数の計画を策定することを妨げない。 2 事業所の監査の計画は、その活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて策定されること。また、事業所の監査の手順には、監査の対象範囲及び方法並びに監査の結果を事業所長及び本社に報告することに関する体制及び責任を含めること。 3 事業所は、監査の計画及び手順に従って、監査を一年に一回以上実施すること。 4 監査を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。関係通達等 (Ⅲ)Q23	第十七条 第1項 - 監査計画が保安上の重要性と前回の監査結果を踏まえて作成されていることを示した説明文書及び監査方法を示した説明文書 第2項 - 監査計画の例及び事業所長及び本社に監査結果を報告していることを示した説明文書 第3項 - 監査実績又は監査記録の具体例 第4項 - 監査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書
第六章 是正及び見直し (不適合の調査並びに是正措置及び予防措置) 第十八条 事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、それが保安に与えている影響を緩和する措置を実施すること。 2 事業所は、前項の不適合を是正し、それが保安に与える影響を予防する措置を実施すること。 3 事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持すること。	第十八条 第1項及び第2項 - 不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施方法を示した説明文書及び規程類の名称又は具体例 第3項 - 不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施に伴う責任及び権限について示した説明文書及び規程・基準類の名称又は具体例

認定基準	申請書類記載内容
4 事業所は、必要に応じて、是正措置及び予防処置に係る規程・基準類の見直しを行い、記録すること。 5 事業所は、不適合の調査並びに是正措置及び予防措置を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。	第4項 - 是正措置及び予防措置に伴い、見直した規程・基準類の名称又は具体例 第5項 - 不適合の調査並びに是正措置及び予防措置を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書
(事業所長による見直し) 第十九条 事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するために、年一回以上保安管理システムの評価を行い、評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直すこと。 2 事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持すること。 3 事業所長が評価及び見直しを適切に実施できるように必要な情報が確実に収集されること。 関係通達等 (Ⅲ)Q24	第十九条 第1項及び第2項 - 事業所長による見直しの方法を示した説明文書及び見直し等の具体例 第3項 - 事業所長の評価及び見直しに必要な情報の収集について示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
第七章 留意事項 (留意事項) 第二十条 第十条第二項第一号イ(1)の規定において、管理担当組織の一以上の組織が本社に設置され、事業所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理担当組織を事業所の管理担当組織に含めることができるものとする。 2 第十条第二項第一号イ(1)の規定において、認定事業者の分割により設立された法人の事業所であって分割前に当該認定事業者の事業所の一部であったもの(以下「新設の事業所」という。)が認定を受けようとする場合において、当該認定事業者の既設の事業所の保安管理を担当する組織と新設の事業所との間に明確な責任権限及び指揮命令系統を有し、かつ、当該組織が新設の事業所の保安管理を適切に行うことができると認められる場合にあっては、当該組織を新設の事業所の保安管理を担当する組織とみなすことができるものとする。	

認定基準	申請書類記載内容
附 則 1 この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。 2 この告示の施行の際現に認定を受けている事業者については、この告示の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、この告示の施行後も、なお従前の例によることができる。ただし、次項に掲げる場合についてはこの限りでない。 3 平成十八年三月三十一日までに、認定の申請を行う者又はこの告示の施行後最初の認定の更新を受ける事業者においては、この告示第六条の規定について、平成十八年三月三十一日までの間は当該規定を適用しないことができる。 附 則（平成二九年三月二二日経済産業省告示第四九号） この告示のうち、第一条の規定は公布の日から、第二条及び第三条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。	

表3: 認定保安検査の体制について(省令関係)

認定基準	申請書類記載内容
三 認定保安検査実施者の行う検査(以下「認定保安検査」という。)の体制について イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置 一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。 三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書(工程ごとの操業条件等)が明確に定められ、かつ、整備されていること。	三 要件を満足することを示した説明文書
□ 認定保安検査組織 一 認定保安検査を実施する組織(以下この表において「検査組織」という。)が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	□ 一 要件を満足することを示した説明文書
二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 □ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	二 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
三 検査組織に所属している者(検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。	三 要件を満足することを示した説明文書
ハ 認定保安検査業務 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。	ハ 一 要件を満足することを示した説明文書
二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 関係通達等 (Ⅱ)9. その他(2)その他⑥	二 要件を満足することを示した説明文書
三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	三 要件を満足することを示した説明文書
四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になつていること。	四 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
二 認定保安検査の検査管理 一 検査組織以外の組織(委員会等を含む。)により、検査管理を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること	二 一 要件を満足することを示した説明文書
二 検査管理を行う組織の長(ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。)は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	二 検査管理組織の長は要件を満足し、法人の代表者によって任命されていることを示した説明文書
三 検査管理を行う組織に所属する者(検査管理を行う組織の長を除く。)は、経験五年以上(本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。)で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	三 要件を満足することを示した説明文書

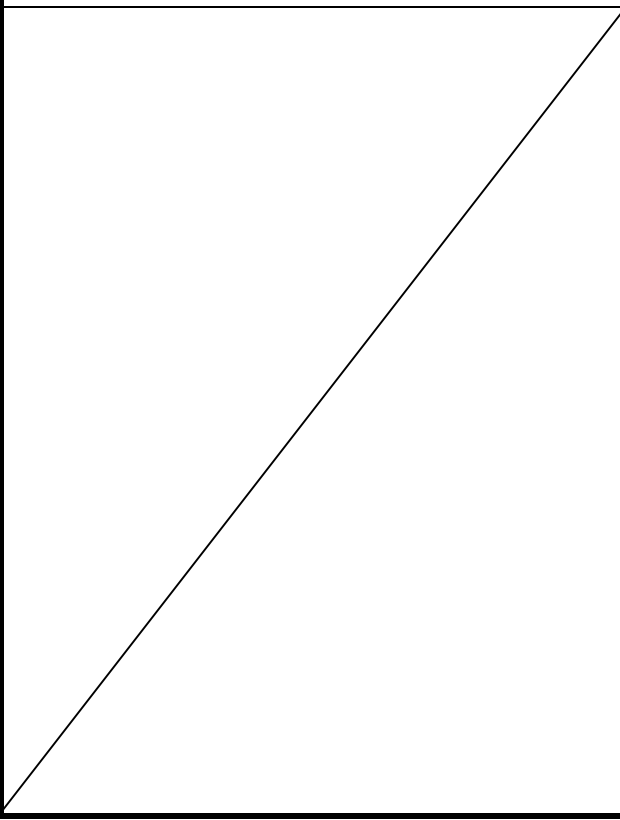
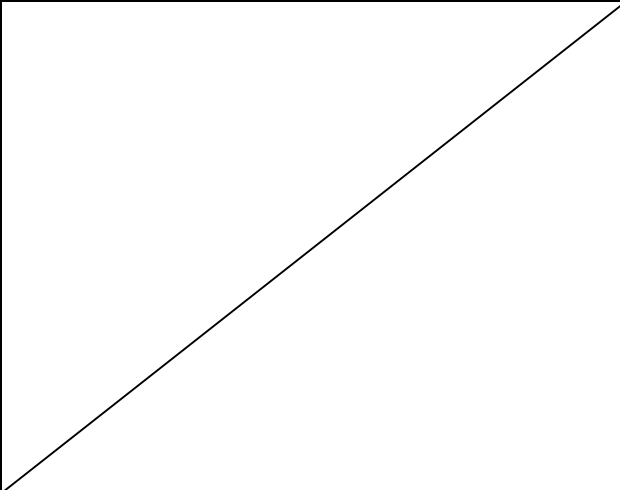
認定基準	申請書類記載内容
四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	四 検査管理組織員に本社又は他の事業所の適当な数の職員が所属していることを示した説明文書
五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。	五 要件を満足することを示した説明文書
六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。	六 要件を満足することを示した説明文書
備考 一 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定保安検査実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄三イの項目については適用しないものとする。 二 上欄一口の項下欄第四号及び上欄三二の項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定保安検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定保安検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。	

表4: 認定完成検査の体制について(省令関係)

認定基準	申請書類記載内容
イ. 認定完成検査組織 一 認定完成検査を実施する組織(以下この表において、「検査組織」という。)が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	イ 一 ・ 要件を満足することを示した説明文書
二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安全管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	二 ・ 要件を満足することを示した説明文書
三 検査組織の長は、特定変更工事(工事に係る協力会社の管理を含む。)に必要な工事計画に関する事項、施行管理に関する事項、工事の安全に関する事項等(以下次号において「工事、計画書等」という。)を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	三 ・ 要件を満足することを示した説明文書
四 検査組織において、工事計画書等のおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。	四 ・ 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	五 要件を満足することを示した説明文書
六 検査組織に所属している者(検査組織の長を除く。)の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。	六 要件を満足することを示した説明文書
ロ. 認定完成検査業務 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあっても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。	ロ 一 要件を満足することを示した説明文書
二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第39条の3第1項第2号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが、明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	二 要件を満足することを示した説明文書
三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	三 要件を満足することを示した説明文書
四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。	四 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
ハ. 認定完成検査の検査管理 一 検査組織以外の組織(委員会等を含む。)により、検査管理を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	ハ 要件を満足することを示した説明文書
二 検査管理を行う組織の長 (ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。)は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上(本社又は事業所等における、保安全管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。)で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	二 検査管理組織の長は要件を満足し、法人の代表者によって任命されていることを示した説明文書
三 検査管理を行う組織に所属する者(検査管理を行う組織の長を除く。)は、経験五年以上(本社又は事業所等における、保安全管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。)で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	三 要件を満足することを示した説明文書
四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員(本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。)が所属していること。	四 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。	五 要件を満足することを示した説明文書
六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になっていること。	六 要件を満足することを示した説明文書
一 上欄一〇の項下欄第四号及び上欄三二の項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定完成検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定完成検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。	

【参考3】

特定認定事業者に係る
調査申請書類の作成について

高圧ガス保安協会

特定認定事業者に係る調査申請書類の作成について、下記のように参考資料を作成致しましたので、調査申請書類作成時に参照をお願い申し上げます。

1. 認定基準について

認定取得の要件については、特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてをご参照下さい。

2. 調査申請書類の記載内容について

調査申請書類の記載内容については、原則として、認定基準を満足することを示した説明文書を申請書類の中に記載して下さい。詳細内容につきましては、下記の認定基準に対応する申請書類記載内容を示した表5を作成致しましたのでこちらを参照して下さい。

表内の記載内容の説明については、特に説明が必要なものを明記しております。その他の記載内容については、認定基準の要件を満足することを示した説明文書を記載して下さい。

(I)通達:「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」

(20180323 保局第6号 平成30年3月30日)

最新改正情報は経済産業省HP等でご確認ください。

以上

表5:特定認定事業者(特定自主通達)

認定の基準	判断の視点		解釈	申請書類記載内容
	項目	詳細事項		
一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること	1 高度な人材の確保	イ 多様な立場からの関与 (1) 保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること	(1-1) リスクマネジメントの体制が定められ、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること (1-2) リスクランクに応じて、承認者を明確化していること。	(1-1) 要件を満足することを示した説明文書 (1-2) 要件を満足することを示した説明文書
		ロ 有資格者の参加 (1) 適切に自社内の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	(1) 必要な知識及び経験を明確に規定した自社内の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施している	(1) 要件を満足することを示した説明文書 自社内の資格制度を構築している場合は、必要な知識及び経験を明確に規定した説明文書
	2 高度なリスクの抽出	イ 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1) 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること	(1) 非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること	(1) 要件を満足することを示した説明文書
		ロ 新たな危険源の特定のための適切な見直し (1) 危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること	(1) 定常及び非定常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直し	(1) 要件を満足することを示した説明文書 定期的に見直しを行った説明文書

		(2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出の工夫を適切に行っていること	しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること	(2) 要件を満足することを示した説明文書
		ハ 設備変更に係る成熟した評価の実施 (1) 変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること	(1-1) 設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとにリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること (1-2) リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること	(1-1) 要件を満足することを示した説明文書 リスクアセスメント結果とその内容例 (1-2) 要件を満足することを示した説明文書
	3 高度なリスク低減	イ 達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策 (1) 達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること	(1) 許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること	(1) 要件を満足することを示した説明文書
		(2) 結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること	(2) リスクアセスメント結果を他部署で共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること	(2) 要件を満足することを示した説明文書

		(3) リスク低減対策について不足した点がないこと	(3) リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること	(3) 要件を満足することを示した説明文書
--	--	---------------------------	--	--------------------------

認定の基準	判断の視点		解 釈	申請書類記載内容
	項目	詳細事項		
二 先進的な技術を適切に活用していること	1 先進的な技術の導入	イ IoT 及びビッグデータ等の先進的な技術の導入 (5) 先進的な技術を積極的に検証又は導入していること	(1-1) 先進的な技術とは、安全な操業や、設備内異常の早期かつ精度の良い検知又は予測を促進する為の技術であって、安全に運転することを支援又は危険源の把握等を容易にするものをいう (1-2) 先進的な技術について、積極的に本社又は事業所が導入するための検証及び検討を実施し、又は導入していること	(1-2) 要件を満足することを示した説明文書
		(6) 導入した技術について、その効果を適切に検証し、改善に向けた取組みを実施していること	(2) 導入した技術について、その効果を適切に検証及び評価するための手順や組織等を確立し、その継続的改善を行っていること	(2) 要件を満足することを示した説明文書
		(3) 主要施設において、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野のそれぞれについて、ビッグデータの収集、ビッグデータの分析及び未来予測並びにヒトに気づきを与え、ミスを防ぐという観点から先進的な	(3-1) 主要施設とは、爆発等のリスクが高い施設をいう (3-2) ビッグデータの収集とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等において、データの収集に努めていることをいう (3-3) ビッグデータの分析及び未来予測とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に	

		技術の検証及び導入を適切に行っており、先進的な技術の検証及び導入計画を適切に定めていること	関する分野等において、収集したビッグデータ等について分析し、異常予知等を含む保安の向上に活用していることをいう (3-4) ヒトに気付きを与え、ミスを防ぐ観点とは、従業員に気付きを与え、ヒューマンエラーを防ぐ観点のことをいう (3-5) 先進的な技術の検証及び導入に関する計画を適切に策定していること	(3-5) 要件を満足することを示した説明文書 検証及び導入に関する計画
		(4) 6ヶ月程度以上の検証	(4) 導入を予定又は導入した先進的な技術について、一定の期間（6ヶ月程度以上）検証をし、効果について適切に評価していること	(4) 要件を満足することを示した説明文書

認定の基準	判断の視点		解釈	申請書類記載内容
	項目	詳細事項		
三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること	1 高度な緊急時対応訓練	イ より実践的な訓練 (1) 消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること	(1) 緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること	(1) 要件を満足することを示した説明文書
		(2) 防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これらに基づいた適切な訓練を実施していること	(2-1) 事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、これらに基づいた適切な訓練を実施していること (2-2) 実施結果について評価し、継続的改善を行っていること	(2-1) 要件を満足することを示した説明文書 (2-2) 要件を満足することを示した説明文書
	2 高度なリスクアセスメント教育	イ リスクアセスメントの事例紹介と実践 (1) リスクアセスメント教育を適切に実施していること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(1-1) リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を作成し、それに基づき適切に実施していること (1-2) 実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(1-1) 要件を満足することを示した説明文書 カリキュラム及び実施計画 (1-2) 要件を満足することを示した説明文書 (2) 要件を満足することを示した説明文書

3 高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ 問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築 (1) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること (2) 問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること	(1)(2) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム(問題解決教育及び事故事例教育等を含む。)及び計画を作成し、適切に実施していること	(1)(2) 要件を満足することを示した説明文書 教育カリキュラム及び計画
	(3) 若手エンジニアを適切に育成していること	(3) 入社 10 年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること	(3) 要件を満足することを示した説明文書 エンジニア教育計画
	(4) 技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること	(4) 熟練従業員の教育訓練における役割(技術伝承を含む。)及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること	(4) 要件を満足することを示した説明文書

		ロ 個人ごとの教育計画による技術伝承 (1) 個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること	(1-1) 事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること (1-2) 実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること	(1-1) 要件を満足することを示した説明文書 教育計画 (1-2) 要件を満足することを示した説明文書
	4 高度な体感教育	イ 実習プラント教育又は危険体感等の実施 (1) 実習プラント又は危険体感等を適切に実施していること	(1) 事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。	(1) 要件を満足することを示した説明文書

認定の基準	評価の視点		解釈	申請書類記載内容
	項目	詳細事項		
四 第三者 の専門的 な知見を 適切に活 用してい ること	1 第三者 の専門 的な知 見の活 用	イ 特定非営利活動 法人安全工学会 等の社外の第三 者機関による保 安力評価及びそ の結果の公表 (5) 特定非営利活 動法人安全工 学会等の第三 者機関の評価 を受け、助言内 容を踏まえて、 適切に改善策 を実施し、対応 状況等の結果 を公表してい ること (6) リスクアセス メントに関し ても評価を受 けていること	(1)(2) 安全管理及びリ スクアセスメントの知 見を有する特定非営利 活動法人安全工学会等 の社外の第三者機関に より、事業所の保安管 理システム（リスクア セスメントを含む）の 運用及び実施状況につ いて評価を受け、その 助言内容及び評価を踏 まえ、適切に継続的改 善が行われていること (1)(2) 対応状況等及び 保安管理システムの概 況について、ホームペ ージ又は CSR レポー ト等を利用して公表し ていること	(1)(2) 要件を満足することを示した説明文書
		ロ 教育機会の提供 又は良好事例の 展開 (1) 教育の機会の 提供又は先進的 な技術等につい て良好事例とし て他事業所に展 開するなどの、 自らが模範とな る取組	(1) 教育の機会の提供又 は先進的な技術等に関 する取組について良好 事例として自社内の他 事業所へ展開するとと もに、ホームページ又 は外部での講演会等で 積極的に情報発信して いること	(1) 要件を満足することを示した説明文書

認定の基準	評価の視点		解釈	申請書類記載内容
	項目	詳細事項		
五 連続運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ① KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定する FFS 組織又はこれと同等な組織を設置すること ② 設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者が一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者がいること (2) 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して ① 運転期間に応じて適切に予備機を配置していること ② 機械保全技能士、JPI 設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有する者がいること	(i)～(iv) 次に掲げる体制を満たすこと。 (i) 自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること	(i) 要件を満足することを示した説明文書
			(ii) (i)の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること	(ii) 要件を満足することを示した説明文書
			(iii) 承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に応じて、それぞれに規定する資格を有する者であること ① 容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること ② 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又は	(iii) 要件を満足することを示した説明文書

		(3) 電気計装の保安体制に関して 電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること (4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して ① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること ② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること	これらと同等の資格を有する者であること ③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること ④ 安全装置又はインターロックなど保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること	
--	--	---	--	--

			(iv) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期を適切に設定するため、KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定される FFS 組織又はこれと同等な組織を設置し、適切に実施していること (v) (i) 及び (iv) の組織は、既存の組織を活用することができるものとする (vi) (i) 及び (iv) の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする (vii) (i) 及び (iv) の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする (viii) (i) 及び (ii) の組織及び手順等について、適切に文書化していること (ix) 保安検査及び検査管理の実施は、一般則別表第五、液石則別表第五、又はコンビ則別表第七若しくは別表第八に規定する認定保安検査実施者の認定の基準どおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること	(iv) 要件を満足することを示した説明文書
--	--	--	---	-------------------------------

2 長期開放検査周期設定の評価体制（対象損傷がKHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)で規定する減肉であって、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）		イ KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に加え、次の(1)から(6)までを実施できる体制の整備 (1) 供用中の腐食環境の変化を常時又は定期的に監視すること (2) 損傷の分類、検査点の選定を適切に行うために必要な長期的な運転実績及び開放検査実績を有していること (3) 検査の計画、実施、評価、判定及び判定後の措置等（以下「供用適性評価」という。）に係る業務を自社内で確実に行うための体制を構築すること (4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること (5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準	(1) 腐食環境ごとに監視項目（温度、流体成分濃度、pH等）、監視方法（温度計、ガスクロ分析等）、監視頻度等を定め、常時又は定期的に設備の腐食環境を監視すること (3) KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)の「7. 基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること (4) 液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に1回以上監査を行い、液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する保安対策本部等にその監査結果を報告すること (5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化	(1) 要件を満足することを示した説明文書 (2) 要件を満足することを示した説明文書 (3) 要件を満足することを示した説明文書 (4) 要件を満足することを示した説明文書 (5) 要件を満足することを示した説明文書 基準類等名称(必要に応じて抜粋)
---	--	---	---	---

		類を整備し、活用すること	し、活用すること ① 対象設備の選定の条件・手順に関すること ② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること ③ 腐食環境の変化の監視に関すること ④ 腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること ⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること ⑥ その他必要な基準類	
--	--	--------------	--	--